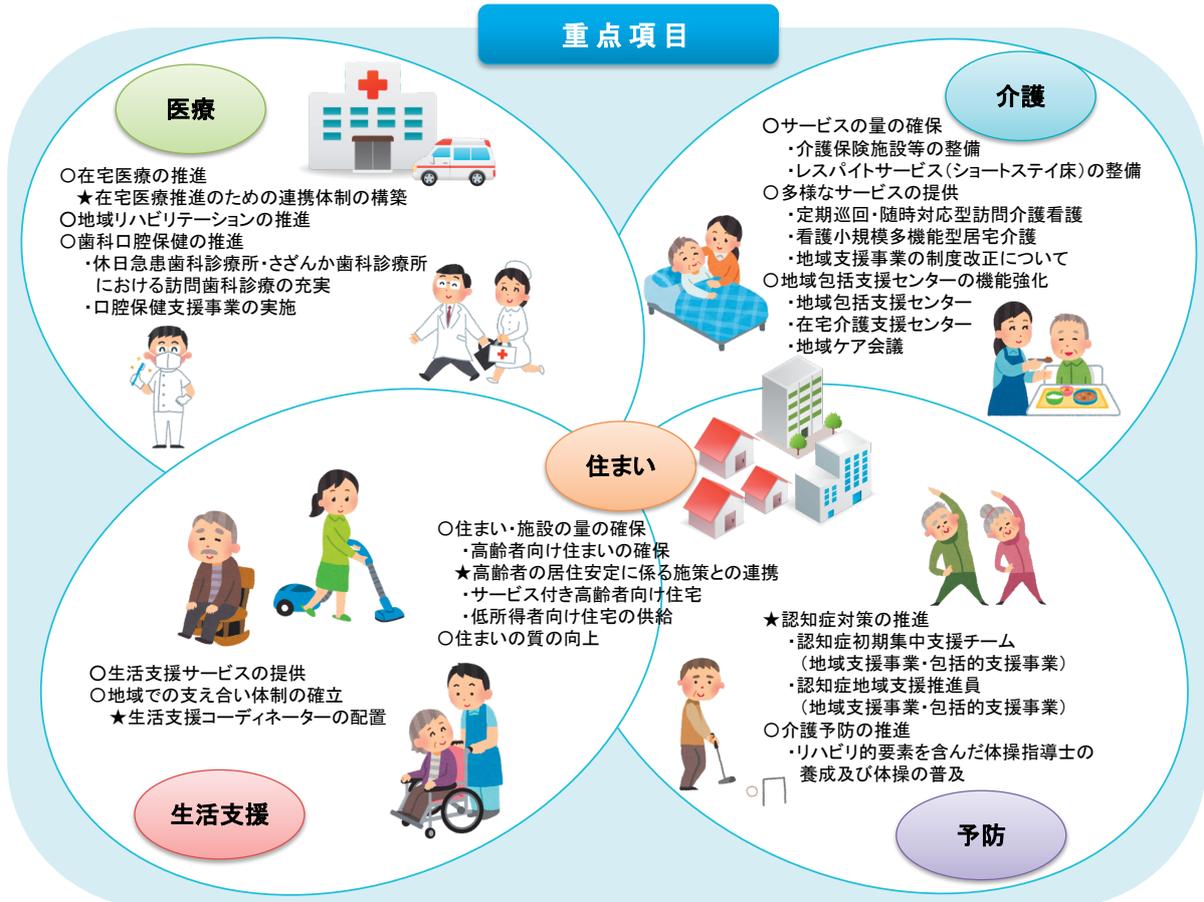


第2部
ビジョンの実現に向けた
施策の展開

第1章 船橋市の目指す地域包括ケアシステム

第1節 計画における重点項目

本市では、「地域包括ケアシステム」を実現するため、次のように具体的に重点項目を設定し、取り組んでいきます。



※ ★印は国が示す地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項

地域包括ケアシステム構想図が示す5つの主要要素「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」をより一層、進めるために、重点項目について以下とおり具体的に推進していきます。

【計画における具体的取り組み】

<介護>

○サービスの量の確保

介護保険施設等の整備

(P80)

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にある中で、施設介護の需要も高まると見込まれます。本市においては多数の特別養護老人ホーム入所待機者が存在していることから、重度の要介護者や入所必要性が高い高齢者の方が施設入所できるよう、施設整備を進めていきます。

レスパイトサービス（ショートステイ床）の整備

(P80)

家族が体調を崩した場合や冠婚葬祭、旅行等で一時的に介護ができない場合以外にも、定期的にショートステイが利用できるよう、家族介護者支援のため、ショートステイ床等レスパイトサービスの整備を図ります。

○多様なサービスの提供

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

看護小規模多機能型居宅介護（※）

(P84)

地域密着型サービスに平成24年度から24時間365日を通じて必要なサービスが受けられるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護が創設されました。高齢化がますます進むなか、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう環境整備を図っていく必要があることから、地域密着型サービスの整備に取り組めます。

※看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護・訪問看護複合型サービス」を介護保険法施行規則第17条の10により平成27年4月1日に改称

地域支援事業の制度改正について

(P85~P88)

介護保険制度の改正では、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の介護予防サービスが、各自治体が実施する地域支援事業のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」の一部として「訪問型サービス」及び「通所型サービス」に移行します。移行のための準備期間においては、各関係者と意見交換や調整を行いながら、要支援者等の身体状況に応じたサービスが提供できる体制を整え、利用者である市民への周知にも時間をかけていきます。

○地域包括支援センターの機能強化**地域包括支援センター****在宅介護支援センター**

(P89~90)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者の保健・医療・介護に関する包括的な支援を行うためのしくみとして、地域包括支援センターの機能の強化を図ります。

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターと協働（個別支援を一緒に行う）して、地域における身近な相談窓口の役割を果たしています。

地域ケア会議

(P91)

高齢者がいつまでも在宅で生活がしていけるよう地域の関係者が集まって行う会議で、関係者が集まり具体的な支援策を検討する「個別ケア会議」と地域の社会基盤の整備やネットワークづくりを行う「全体会議（定例会議）」を開催しています。

<予防>**○認知症対策の推進 ★**

(P111~P117)

認知症初期集中支援チーム（地域支援事業、包括的支援事業）

認知症の早期発見・早期対応のために医療や介護等の複数の専門職が認知症の疑われる人や認知症の方とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の設置について、市の既存事業として地域包括支援センターにおいて実施している「専門医による認知症相談事業」との関連性を整理し、本市のより良い認知症施策を推進していきます。

認知症地域支援推進員（地域支援事業、包括的支援事業）

認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う「認知症地域支援推進員」の設置を進めていきます。

○介護予防の推進

リハビリ的要素を含んだ体操指導士の養成及び体操の普及

(P119)

平成26年度に（仮称）ふなばし健やか体操21推進協議会において、茨城県で実施しているシルバーリハビリ体操を本市においても導入する方向としました。27年度からこのふなばしシルバーリハビリ体操の体操指導士の養成及び体操の普及を、段階的に実施していきます。

<医療>

○在宅医療の推進

在宅医療推進のための連携体制の構築

★

(P126)

地域包括ケアシステムの構築のためには、在宅医療の推進が重要であり、医療と介護の連携を促進し、情報の共有が必要となります。

本市では関係機関との協議、検討を進め、在宅医療支援拠点を整備します。

これにより、船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動を中心に、在宅医療・介護関係者が連携し、また、在宅医療支援拠点、行政、関係機関の協力・連携の在宅医療の推進体制を構築していきます。

在宅医療支援拠点においては、在宅医療を担う医療機関等の医療・介護資源の情報を把握するとともに、医師のほか訪問看護ステーション、介護サービス事業者など在宅医療に関わる関係職種への情報提供や活動の支援を行います。また、市民に対する支援として、患者さんやその家族に必要な在宅医療に関する情報提供等の相談を行い、また、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発も行います。

○地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーションの推進

(P131)

市リハビリセンターにおいて、地域リハビリテーション拠点事業を実施しています。

地域リハビリテーション拠点事業では、地域全体のリハビリ事業者等の知識や技術の底上げ、さらには連携の促進を図るため、リハビリ事業者等を対象とした研修等を行います。また、市民への地域リハビリテーションに対する意識の醸成を図るため、啓発活動等を行います。

さらに、市民やリハビリ関係者に対する相談、助言を行うことにより、医療と介護の連携が促進され、急性期から維持期（地域生活期）までのリハビリテーションの流れが構築されることを目指します。

○歯科口腔保健の推進

休日急患歯科診療所・さざんか歯科診療所における訪問歯科診療の充実 (P132)

平成 27 年 10 月に休日急患歯科診療所・さざんか歯科診療所が指定管理による運営に移行します。それを機に、訪問歯科診療及び在宅における口腔機能のリハビリテーションの充実を図ります。

口腔保健支援事業の実施 (P132)

口腔保健支援事業について、平成 27 年度中に「歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等」に係る事業として、歯科医療従事者向けの口腔ケア講習会や一般市民及び多職種向けの講演会を実施します。その他の口腔保健支援センター業務については、関係団体と協議の上、次年度以降、順次実施していきます。

<住まい>

○住まい・施設の量の確保

高齢者向け住まいの確保

高齢者の居住安定に係る施策との連携 ★ (P133)

住まいは保健・医療・介護等のサービスが提供されるための前提であり、高齢者向けの住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される必要があります。

高齢者にやさしい、多様なニーズに応じた住まいが確保され、可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、平成 27 年度中に高齢者居住安定確保計画（※）を策定します。

※ 高齢者居住安定確保計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に基づき策定する計画で、「住まい・施設の量の確保」「住まいの質の向上」「入居支援・住み替え支援」等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、高齢者の住まいに関する基本方針、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標等を定めます。

サービス付き高齢者向け住宅

(P133)

医療・介護と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが求められています。

このため、平成23年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」が改正され、高齢者が安心して生活できる住まいづくりを推進するために、サービス付き高齢者向け住宅制度が創設されました。

本市においては、高齢期における住まいを的確に選択できるよう、選択肢の1つとしてサービス付き高齢者向け住宅の周知を図っていきます。

低所得者向け住宅の供給

(P134)

低所得により、最低居住水準の住宅を市場において自力で確保することが困難な市民に市営住宅を供給しています。また、高齢者については、従来どおり一定の優先枠を設け、バリアフリー化した市営住宅への入居を進めています。

これまでも市営住宅は、市営住宅供給計画に基づき供給していますが、平成27年度末を目途に市営住宅供給計画を見直し、平成28年度以降の供給戸数を決定します。

なお、県営住宅や都市再生機構の新設・建替えにあたっては、高齢者の安心できる住居の確保の観点から、十分配慮してもらえよう引き続き要請します。

○住まいの質の向上

(P135)

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して快適に暮らしていけるよう、「介護保険の住宅改修費支給」とは別に、「高齢者住宅改造資金の助成」や「高齢者住宅整備資金の貸付」等バリアフリー化等の住宅改修支援を行っていきます。

<生活支援>

○生活支援サービスの提供

(P140~P146)

本市ではひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯が増加する中、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、高齢者の多様なニーズを踏まえつつ、市の一般施策の中で安否確認や緊急時の対応（「緊急通報装置の設置」「声の電話訪問」等）、日常生活における家事援助（「軽度生活援助員の派遣」「生活・介護支援サポーター事業」等）、栄養管理指導も行う配食サービス（「食の自立支援事業」）等、介護保険を補完するため、自立に向けた多様な生活支援サービスを提供しています。

今後はさらに、商店が近くにない等の理由で買い物が困難な高齢者に対する支援や、シル

バー人材を活用した生活支援事業の実施、現行の安否確認事業における見守り体制の強化等を進めていきます。

○地域での支え合い体制の確立

高齢者が住み慣れた地域で孤立することなく、いつまでも安心して暮らしていけるよう、地域での支え合い体制の確立を図ります。

生活支援コーディネーターの配置

★

(P156)

本市では、これまでも「地域包括ケアシステム」の構築を目指してきましたが、より推進していくために、単に必要な公的サービスの提供体制を整備することのみならず、地域の助け合い活動団体などが行っている、ゴミ捨てや草むしり、見守りなど、制度では提供できないインフォーマルなサービスも必要となります。

生活支援（助け合い活動の充実）の部分からボランティアが中心となる市民活動団体や助け合い活動団体を支援するなど、地域住民同士がお互いに助け合い、支え合っていく仕組みづくりを行っていきます。

具体的には、地域における助け合い活動やボランティア活動などの経験、地区社会福祉協議会などでの活動経験などがある者を「生活支援コーディネーター」として、地域の団体から構成される協議体が選定します。

そして、「生活支援コーディネーター」は、地域のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などから生活支援などの相談を受けてそれを把握し、地域の福祉サービスや助け合い活動などで支援ができないかどうかを検討します。もし、必要があれば、助け合い活動団体（ボランティア団体、民間事業者など）の立ち上げについても支援します。

第2章 利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立

第1節 サービスの量の確保

平成 25 年度に実施した高齢者生活実態調査では、多くの方が家族介護や介護保険サービスを利用しながら、ご自宅で暮らし続けたいと希望されています。住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らしていただくため、今期計画においても利用者のニーズや、利用者数の増加等を勘案して、居宅サービスや地域密着型サービス等、必要なサービス量の確保に努めるとともに、家族介護者支援のため「レスパイトサービスの整備」を図ります。

一方、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にある中で、施設介護の需要も高まると見込まれます。また、本市においては多数の特別養護老人ホーム入所待機者が存在していることから、重度の要介護者や入所必要性が高い高齢者の方が施設入所できるよう、施設整備を進めていきます。

特別養護老人ホーム入所待機者への取り組み

特別養護老人ホームについては、入所待機者数がここ数年、概ね 700 人程度で推移しています。第 6 期計画においては、重度化傾向にある入所待機者数の減少を図り、施設入所の必要性が高い方が入所できるよう整備を進めていきます。

レスパイトサービス（ショートステイ床）の整備

レスパイトとは、小休止等の意味で、在宅介護の要介護状態の方（利用者）が、福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等が一時的に介護から解放され、休息をとれるサービスです。

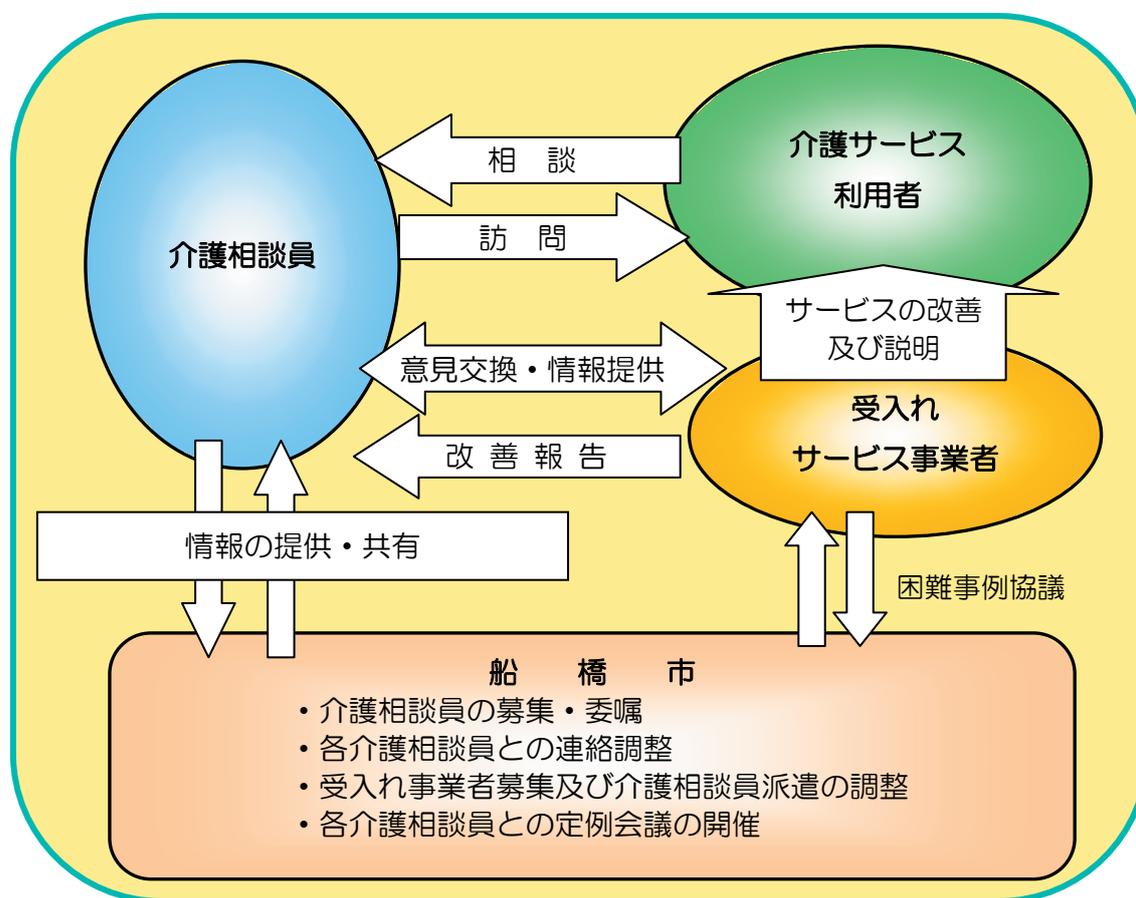
家族の負担を軽減する在宅介護支援の 1 つであり、家族が体調を崩した場合や冠婚葬祭、旅行等で一時的に介護ができない場合以外にも、定期的にショートステイが利用できる環境を整備していきます。

第2節 サービスの質の確保

高齢者が安心して介護保険サービスを利用でき、介護保険施設においても個人としての尊厳をもって生活ができるよう、身体拘束廃止やホームヘルパーの育成等、サービスの質の確保に努めます。

介護相談員派遣事業

介護相談員を介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設等に派遣し、入所者及びその家族からの相談を受け、要望や苦情を把握するとともに、介護相談員の気づいた点等も、必要に応じて施設や行政と意見を交換する等して、施設サービスの改善を図ります。



<実績・見込> 介護相談員延派遣件数

24年度	701件	25年度	805件	26年度	876件
27年度	920件	28年度	970件	29年度	970件

＜実績・見込＞派遣施設数

24年度	32か所	25年度	40か所	26年度	41か所
27年度	44か所	28年度	45か所	29年度	45か所

介護職員初任者研修費用助成事業

介護サービス分野での人材不足解消のため、介護職員初任者研修に係る受講料等の一部を助成することで、ホームヘルパーの育成と人材確保を図ります。

＜実績・見込＞市内事業所実就業者数

24年度	99人	25年度	40人	26年度	45人
27年度	100人	28年度	100人	29年度	100人

身体拘束廃止の取り組み

介護施設等における入所者の尊厳を確保するため、船橋市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）では、身体拘束の廃止に向け、国の示す「身体拘束ゼロへの手引き（※）」マニュアルに沿って様々な取り組みを行っています。

＜実績＞実地指導施設数

24年度	0か所	25年度	8か所	26年度	6か所
------	-----	------	-----	------	-----

※「身体拘束ゼロへの手引き」

平成13年3月、厚生労働省が開催した第2回「身体拘束ゼロ作戦推進会議」で承認を受けて公表された。身体拘束の問題点、身体拘束廃止の基本、身体拘束を必要としないケア、緊急やむを得ない場合の対応、法的問題等を記した本文のほか、身体拘束ゼロに取り組む施設、身体拘束廃止の事例及び資料からなっている。

生活・介護支援サポーター事業

介護現場の人手不足を解消するため、元気高齢者や団塊の世代等を対象に質の高い生活・介護支援サポーターを養成し、市内の介護保険施設等の要望に応じて派遣します。介護従事者の業務を補助することにより、介護サービスの質の向上につなげるよう側面から支援していきます。

※養成事業

60歳以上の方を対象に、30時間の研修を実施し、生活・介護支援サポーターとして登録する。

※派遣事業

介護が必要な65歳以上の在宅高齢者宅において、介護保険を補完する家事援助等のサービス（清掃、洗濯等）を行う。

＜実績・見込＞登録施設数

24年度	6か所	25年度	7か所	26年度	7か所
27年度	8か所	28年度	8か所	29年度	9か所

介護保険訪問看護職員雇用促進事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び訪問看護事業所に対し、看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助することで、事業者の新規参入を促すとともに、看護職員の雇用確保を図ります。

＜実績・見込＞補助対象常勤換算数

24年度	225.8人	25年度	288.7人	26年度	370.0人
27年度	410.0人	28年度	410.0人	29年度	410.0人

市立小学校・中学校・市立高等学校における「キャリア教育」支援事業

各学校での「キャリア教育（※）」における高齢者福祉施設等との連携を推進するための支援について検討していきます。

※キャリア教育

子ども・若者が、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育。

第3節 多様なサービスの提供

地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスに平成24年度から24時間365日を通じて必要なサービスが受けられるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護が創設されました。高齢化がますます進むなか、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう環境整備を図っていく必要があることから、地域密着型サービスの整備に取り組みます。

地域密着型サービスの種類	
介護給付	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型通所介護（平成28年4月新設） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・看護小規模多機能型居宅介護
予防給付	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型通所介護

地域支援事業の制度改正について

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものです。

高齢者の多様な生活支援のニーズに地域の実情に合わせて応えていくため、平成27年度の改正介護保険法の施行により、地域支援事業の仕組みが変わります。

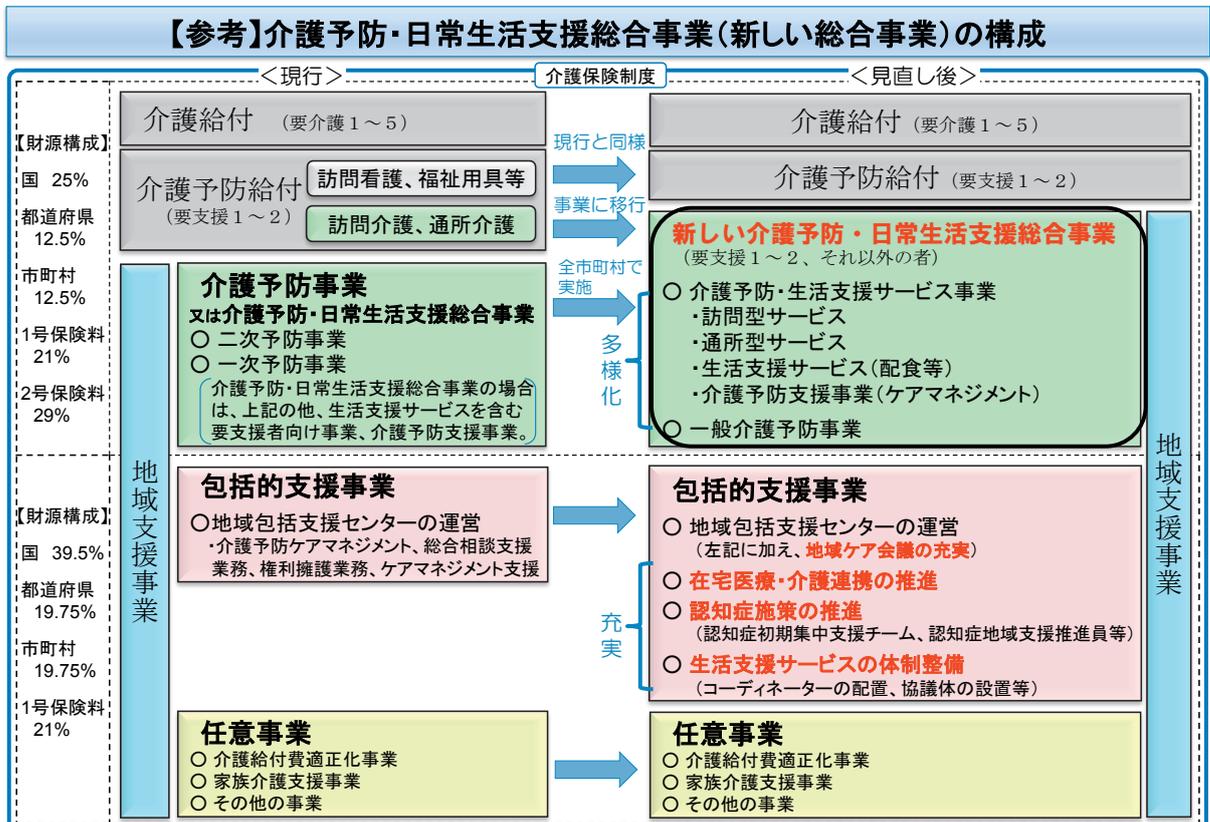
これまでの介護予防事業は「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」となります。その対象者は、要支援者のほか、基本チェックリストによって判断されます。

新しい総合事業においては、専門的なサービスを必要とする人にはこれまでの予防給付相当の専門的なサービスを提供する一方で、多様な担い手による多様なサービスの提供によって、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持していくことを目標として進めていくものです。

さらに、これまでの一次予防事業及び二次予防事業が統合拡充されて、第1号被保険者のすべての方とその支援活動に関わる方を対象とする「一般介護予防事業」となります。

また、地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関する相談を受け、適切な支援につなぐ総合相談支援事業等を行う「包括的支援事業」については、新たに在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が加わります。

「任意事業」については、これまでどおり介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等を実施していきます。



厚生労働省：平成26年11月10日全国介護保険担当課長会議資料より

[介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）]

今回の介護保険制度の改正では、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の介護予防サービスが、各自治体が実施する地域支援事業のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」の一部として、掃除や洗濯等の日常生活上の支援を提供する「訪問型サービス」及び機能訓練や集いの場所等を提供する「通所型サービス」に移行します。

加えて、新しい総合事業の対象者に対し、サービスが適切に提供できるようケアマネジメントを行う、「介護予防支援事業(ケアマネジメント)」を、新しい総合事業として実施していきます。また、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供する「その他の生活支援サービス」の実施については、既存事業との整合性に配慮しながら検討していきます。

さらに、高齢者自身が、地域で支援を要する高齢者の支え手として社会参加できる地域の助け合いの体制づくりを推進し、社会参加する高齢者の介護予防にもつなげていきます。

このほか、住民の自主的な活動を支援し、身近な場所で継続的に参加できる地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした取組を推進し、要介護状態等になっても、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを進めるため、「一般介護予防事業」を実施していきます。

新しい総合事業への移行は、平成27年4月施行とされていますが、国から認められる猶予期間を、円滑な移行のための準備期間にあてることとし、平成28年4月に移行することとします。

移行のための準備期間においては、各関係者と意見交換や調整を行いながら、要支援者等の身体の状況に応じたサービスが提供できる体制を整え、利用者である市民へ時間をかけて周知していきます。

なお、新しい総合事業への移行までは、これまでの介護予防サービス、介護予防事業を引き続き提供していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業（平成28年4月から実施）	
介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防支援事業(ケアマネジメント) ・生活支援サービス
一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業

[包括的支援事業]

これまでの包括的支援事業は、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、地域ケア会議によって構成されていましたが、平成27年4月から、「在宅医療・介護連携の推進」や「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」が加わります。

包括的支援事業	
総合相談支援事業	<p>高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域において関係者とネットワークを構築するとともに、適切なサービスにつなげています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター委託事業 ・地域包括支援センター運営協議会 ・総合相談支援 ・在宅介護支援センター運営事業 ・相談協力員研修会 ・実態把握
権利擁護事業	<p>高齢者が尊厳のある生活を維持できるよう、必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待への対応 ・高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会 ・高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議 ・高齢者虐待防止研修会
包括的・継続的ケアマネジメント事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携及び協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員研修事業 ・介護支援専門員個別相談窓口の設置
地域ケア会議の推進	<p>高齢者個人に対する支援とそれを支えるための社会基盤の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会議（定例会） ・個別ケア会議
在宅医療・介護連携の推進【新規】	<p>船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動を中心に、在宅医療・介護関係者が連携し、在宅医療支援拠点、行政、関係機関が協力、連携の上、推進します。</p>
認知症施策の推進【新規】	<p>認知症高齢者について、正しい理解の普及と理解の向上を図り、また、認知症の早期発見に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チーム等
生活支援サービスの体制整備【新規】	<p>住民主体による地域における助け合い活動を活発化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター ・協議体の設置

[任意事業]

任意事業は、介護給付等費用適正化事業や家族介護支援事業、その他の事業によって構成されています。

任意事業	
介護給付等費用適正化事業	<p>介護保険制度を持続可能なものとするため、介護給付の適正化を通じて、介護給付費や保険料の増大の抑制に努めていくとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの点検 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・介護給付費通知
家族介護支援事業	<p>要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護用品支給事業 ・徘徊高齢者家族支援サービス事業 ・認知症サポーター養成事業 ・キャラバンメイト養成研修事業 ・専門医による認知症相談 ・認知症家族交流会
その他の事業	<p>介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度普及事業 ・介護相談員派遣事業

第4節 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者の保健・医療・介護に関する包括的な支援を行うためのしくみとして、地域包括支援センターの機能の強化を図ります。

地域包括支援センターの増設（地域支援事業、包括的支援事業）

本市の地域包括支援センターについては、各日常生活圏域に直営で1か所ずつ設置されていましたが、総合相談や権利擁護の対応やケアプラン（介護サービス利用計画）の作成等の件数が増加し、事業のスタート当初とは状況が大幅に変化していることから、民間事業者への委託により平成23年度に3か所、平成25年度に1か所を増設し9か所となっています。

今後は、直営の地域包括支援センターが担当する地区コミュニティにおいて高齢者人口が、1万人を超える地区については、在宅介護支援センターの機能強化の観点から地域包括支援センターへ移行する必要があります。該当する地区コミュニティは、「習志野台」地区となることから、東部地域包括支援センターの担当する圏域の一部を分割し、分割先を民間事業者へ委託します。開設は、平成27年度に委託事業者の特定を行い、平成28年4月を予定しています。

なお、現時点での将来推計では、本計画期間内に新たに地区コミュニティの高齢者人口が1万人を超える地区は存在しません。

地域包括支援センター運営事業（地域支援事業、包括的支援事業）

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続し、その中で包括的継続的支援が可能となるような「地域包括ケアシステム」を具体的に実現し、高齢者の個別支援を通じ、関係機関との地域連携のマネジメントを行う中核的拠点として位置付けられています。

今後は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、当該施設の地域への認知度や浸透度を高めていきます。

<実績・見込>相談件数

24年度	13,911件	25年度	20,952件	26年度	21,790件
27年度	22,700件	28年度	22,900件	29年度	23,100件

在宅介護支援センター運営事業（地域支援事業、包括的支援事業）

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターと協働（個別支援を一緒に行う）して、地域における身近な相談窓口の役割を果たしています。

また、24 地区コミュニティに設置している「地域ケア会議」の運営主体でもあります。

＜実績・見込＞相談件数

24 年度	11,108 件	25 年度	15,521 件	26 年度	16,142 件
27 年度	16,800 件	28 年度	17,000 件	29 年度	17,200 件

実態把握（地域支援事業、包括的支援事業）

公的な保健福祉サービスや介護保険制度等の円滑な適用に資するため、何らかのかかわりが必要であると思われる高齢者に対し、在宅介護支援センターの職員が対象者の家庭を訪問し、実態を把握した上で、必要に応じて適切なサービスにつないでいます。

＜実績・見込＞実態把握件数

24 年度	482 件	25 年度	743 件	26 年度	773 件
27 年度	805 件	28 年度	815 件	29 年度	825 件

相談協力員研修会（地域支援事業、包括的支援事業）

地域における身近な相談窓口である在宅介護支援センターの運営を円滑に行うため、在宅介護支援センターの相談協力員として、地域福祉の支援者である民生委員等と連携しています。また、相談協力員の在宅介護に関する知識の習得を目的として、相談協力員を対象に、成年後見制度や虐待防止、認知症等に関する研修を年1回行っています。

＜実績・見込＞参加者数

24 年度	300 人	25 年度	307 人	26 年度	300 人
27 年度	300 人	28 年度	300 人	29 年度	300 人

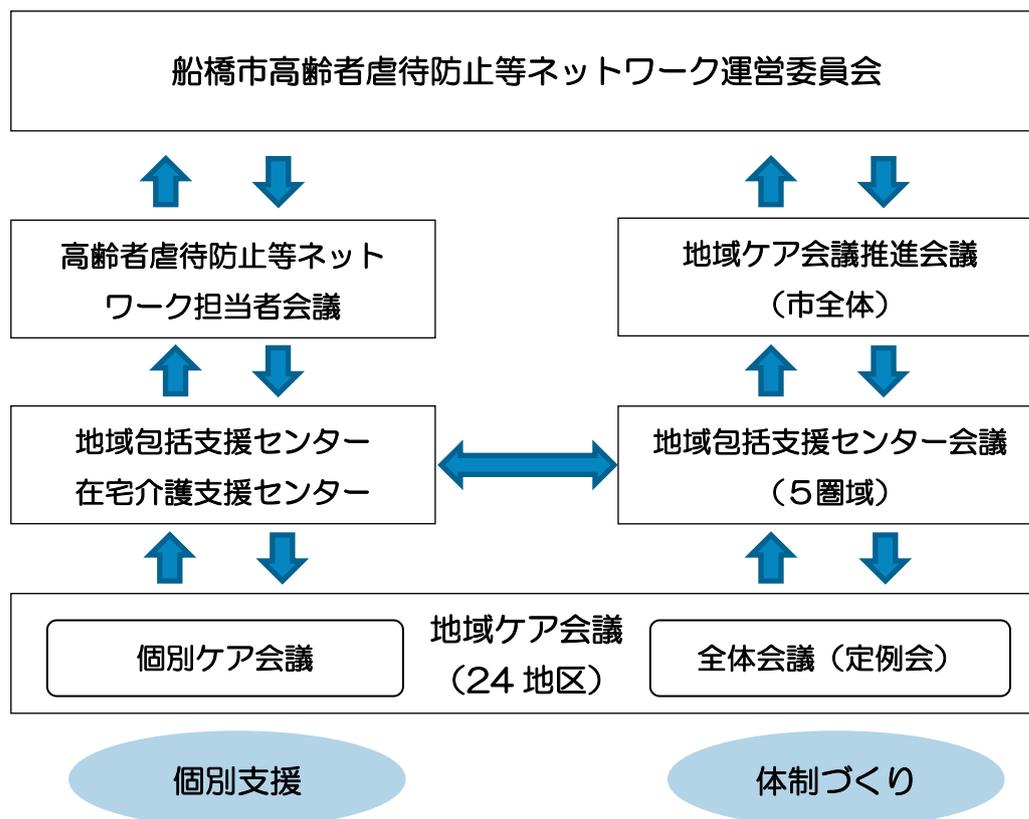
＜実績・見込＞研修会開催数

24 年度	1 回	25 年度	1 回	26 年度	1 回
27 年度	1 回	28 年度	1 回	29 年度	1 回

地域ケア会議（地域支援事業、包括的支援事業）

高齢者がいつまでも在宅で生活していけるよう地域の関係者が集まって支援を行う会議です。住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくという地域包括ケアシステムの一翼を担うものになります。関係者が集まり具体的な支援策を検討する個別ケア会議と地域の社会基盤の整備やネットワーク作りを行う全体会議（定例会）を開催しています。

～地域ケア会議の連携体制～



介護支援専門員研修事業（地域支援事業、包括的支援事業）

具体的なケアプランの事例調査や指導を行い、ケアプラン作成技術の向上を支援するため、年2回介護支援専門員研修を行っています。主任介護支援専門員研修会も年1回行っています。

＜実績・見込＞介護支援専門員研修会延参加者数

24年度	396人	25年度	413人	26年度	420人
27年度	420人	28年度	420人	29年度	420人

＜実績・見込＞介護支援専門員研修会開催数

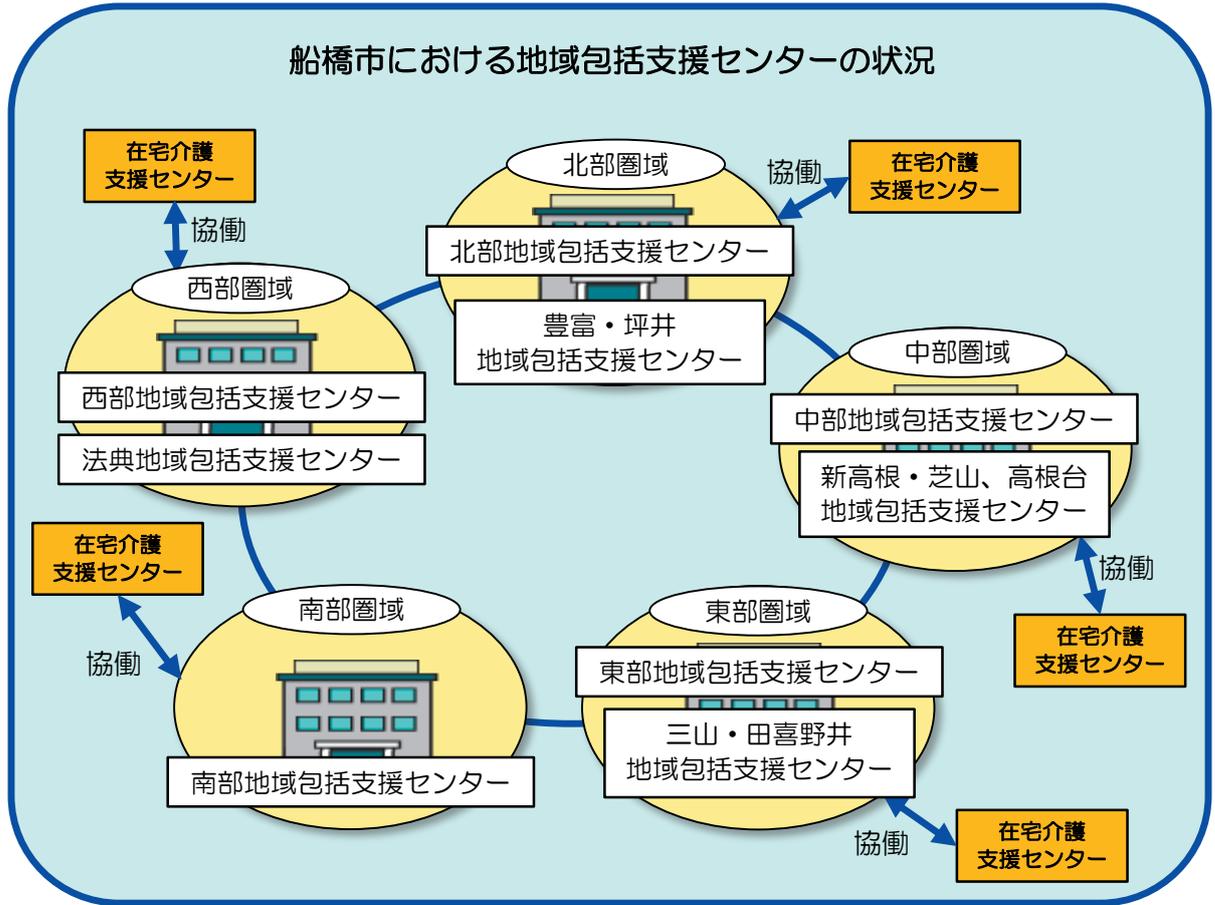
24年度	2回	25年度	2回	26年度	2回
27年度	2回	28年度	2回	29年度	2回

＜実績・見込＞主任介護支援専門員研修会実参加者数

24年度	65人	25年度	54人	26年度	68人
27年度	70人	28年度	70人	29年度	70人

＜実績・見込＞主任介護支援専門員研修会開催数

24年度	1回	25年度	1回	26年度	1回
27年度	1回	28年度	1回	29年度	1回



各地域包括支援センターにおける事業実施状況については次のとおりです。

圏域	センター	介護予防 プラン作成数	総合相談件数				主任ケアマネ 相談件数
			虐待等権利 擁護	成年後見制度	介護保険等 福祉サービス		
南部	南部	5,309	1,785	62	102	1,621	47
西部	西部	2,892	2,791	224	145	2,422	17
	法典	2,202	3,517	71	102	3,344	26
中部	中部	2,599	586	13	20	553	15
	新高根・芝山、 高根台	3,156	4,287	27	128	4,132	123
東部	東部	6,420	2,061	201	76	1,784	49
	三山・田喜野井	2,099	3,045	59	37	2,949	23
北部	北部	4,692	1,488	78	130	1,280	21
	豊富・坪井	1,079	1,392	3	8	1,381	30
計		30,448	20,952	738	748	19,466	351

※平成25年度実績

第5節 介護保険サービスの円滑な利用

介護保険の制度やサービスについての情報提供等を通じて、介護保険制度に対する市民の理解をより深めるとともに、利用に際しての負担軽減を図る等、適正かつ円滑な介護保険サービスの利用を推進します。

さらに、給付の前提となる要介護認定の適正化を図り、介護保険制度の信頼性を高めます。

介護保険事業の普及啓発

広報活動の一環として、市民が介護保険制度の理解を深め、介護保険サービスを適正に利用できるよう、「介護保険・高齢者福祉ガイド」やミニパンフレット「介護保険のてびき」等の印刷物を配布しています。

さらに、市内において出前講座を開催し、介護保険制度の仕組みや介護サービスの手続等について「介護保険・高齢者福祉ガイド」を用いて周知を図っています。

「介護保険・高齢者福祉ガイド」については、介護保険制度をはじめ、高齢者に対する在宅福祉、医療、保健、生きがいづくり等、幅広く掲載し、利用しやすいガイドとなるよう努めています。特に、65歳を迎えられたひとり暮らし高齢者等にガイドを郵送する等、一層の周知を図っています。

このほか、介護サービス事業者の情報については、「介護保険事業所一覧」を作成し、介護保険の利用者本人やご家族の利便性の向上を図っています。

<実績・見込>介護保険・高齢者福祉ガイド 発行部数

24年度	35,000部	25年度	35,000部	26年度	35,000部
27年度	35,000部	28年度	35,000部	29年度	35,000部

<実績・見込>介護保険のてびき（小冊子） 発行部数

24年度	12,250部	25年度	12,950部	26年度	13,500部
27年度	13,500部	28年度	12,000部	29年度	11,500部

<実績・見込>出前講座 開催回数

24年度	13回	25年度	26回	26年度	20回
27年度	25回	28年度	20回	29年度	20回

＜実績・見込＞出前講座 参加人数

24年度	590人	25年度	1,432人	26年度	1,100人
27年度	1,400人	28年度	1,000人	29年度	1,000人

介護サービス事業所情報の提供

本市では介護保険事業所一覧を作成し、介護サービス事業所情報を提供しています。

また、介護保険課のホームページにおいて「介護事業者情報検索システム」を運用し、利用者等に介護サービス事業者の最新情報やサービスの空き情報を提供するサービスを行っています。

このサービスは、船橋市に所在する事業者と、近隣市（市川市、鎌ケ谷市、白井市、八千代市、習志野市）に所在する事業者で船橋市をサービス提供エリアとする事業者の基本情報や営業情報、法人情報等を提供するもので、特に、居宅介護支援事業所や訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリをはじめ、認知症高齢者グループホームを含む地域密着型サービスの空き情報も公開することにより、市民が利用しやすい環境づくりに努めています。

市民公開講座

市民が介護保険サービスや高齢者福祉サービスを適正に利用できるよう、市内公民館等（日常生活5圏域ごと）で市民を対象に公開講座を実施し、あわせて高齢者に関する相談コーナーを設ける等して介護保険制度の普及・啓発に努めます。

＜実績・見込＞受講者数

24年度	一人	25年度	一人	26年度	一人
27年度	500人	28年度	500人	29年度	500人

介護保険利用者負担助成事業

市が認定した低所得者に対して、下記 23 種類の居宅サービスを利用した場合の利用者負担のうち、その4割を助成することにより、在宅での生活を支援しています。

利用者が少ない状況にあることから、引き続き制度の周知等に努め、利用の促進を図ります。

[助成対象サービス]

- ◇ (介護予防) 訪問介護
- ◇ (介護予防) 訪問看護
- ◇ (介護予防) 通所介護
- ◇ (介護予防) 福祉用具貸与
- ◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◇ (介護予防) 認知症対応型通所介護
- ◇ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ◇ 看護小規模多機能型居宅介護
- ◇ 地域密着型通所介護 (平成 28 年 4 月より)
- ◇ (介護予防) 訪問入浴介護
- ◇ (介護予防) 訪問リハビリテーション
- ◇ (介護予防) 通所リハビリテーション
- ◇ 夜間対応型訪問介護
- ◇ 市町村特別給付

<実績・見込> 認定者数

24 年度	128 人	25 年度	114 人	26 年度	167 人
27 年度	200 人	28 年度	200 人	29 年度	200 人

介護老人福祉施設利用者負担対策事業

社会福祉法人等が運営している特別養護老人ホームへの入所やショートステイを利用の際、市の認定した低所得者に対して、事業者が利用者負担の 25% (老齢福祉年金受給者は 50%) を減額した場合に、その一部を事業者に対し補助するものです。

事業者が減額した額の合計が、本来受領すべき利用者負担の総額の 1% を超える部分については半額を、10% を超える部分については全額を補助します。

<実績・見込> 認定者数

24 年度	30 人	25 年度	33 人	26 年度	35 人
27 年度	37 人	28 年度	39 人	29 年度	41 人

特定入所者介護 (予防) サービス費

低所得の方の施設入所やショートステイの利用が困難とならないように、申請により一定額以上は保険給付されるものです。負担限度額までは自己負担となり、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。なお支給要件に関し、平成 27 年 8 月から所得のほか、資産の状況もしん酌することとなります。

介護給付等費用適正化事業

介護保険制度を持続可能なものとするため、介護給付の適正化を通じて、介護給付費や保険料の増大の抑制に努めていくとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保します。介護給付の適正化の取り組みは次のとおりです。

「要介護認定の適正化」は、指定居宅支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の内容について、保険者による点検を実施します。

「ケアプランの点検」は、第三者である市の職員が介護支援専門員とともに、ケアプランの内容を確認及び検証することで、当該ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なものとなるような「気づき」を促すなど、介護支援専門員の支援を行います。（地域支援事業、任意事業）

「住宅改修等の点検」は、工事内容が申請内容に即したものとなっているか確認することはもとより、住宅改修による生活状況の変化や工事内容に対する意見等を利用者から直接聞き取り、それらを事業者にフィードバックすることで、住宅改修費の適正な給付に繋げる事業として実施するものです。あわせて福祉用具利用者に対する訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

「縦覧点検・医療情報との突合」は、複数月にまたがる保険給付の状況の確認や、医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合することにより、提供されたサービスの整合性や算定回数・日数等を点検します。これにより、請求内容の誤り等を発見し、過大給付の返還処理を行います。（地域支援事業、任意事業）

「介護給付費通知」は、利用者の介護保険制度に対する理解を深めるとともに、サービス提供事業者による不正請求等に対する抑制効果も期待されることから、介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス内容や自己負担した金額等を年4回通知します。（地域支援事業、任意事業）

<実績・見込> 認定調査結果確認件数

24年度	4,673件	25年度	5,676件	26年度	6,331件
27年度	7,105件	28年度	7,600件	29年度	7,600件

<実績・見込> ケアプラン点検数

24年度	40件	25年度	35件	26年度	30件
27年度	40件	28年度	40件	29年度	40件

<実績・見込> 住宅改修等の現地調査件数

24年度	60件	25年度	60件	26年度	60件
27年度	60件	28年度	60件	29年度	60件

＜実績・見込＞縦覧点検・医療情報との突合件数

24年度	0件	25年度	38,665件	26年度	20,520件
27年度	20,520件	28年度	20,520件	29年度	20,520件

＜実績・見込＞介護給付費通知送付数

24年度	56,749件	25年度	60,997件	26年度	66,400件
27年度	70,000件	28年度	72,000件	29年度	74,000件

要介護認定適正化事業

介護認定審査会委員を対象として、要介護認定適正化のための研修を隔年で実施します。あわせて、県で行う研修の受講を促し、公平及び公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識や技能の習得を図り、要介護認定の適正化を推進します。

＜実績・見込＞要介護認定適正化研修

24年度	一回	25年度	1回	26年度	一回
27年度	1回	28年度	一回	29年度	1回

被保険者の状態に応じた迅速な要介護認定

要介護認定は、申請から結果通知までを30日以内に行うことが原則で、認定の有効期間を申請日にさかのぼって開始することにより、結果通知前の早急なサービス利用に対応しています。末期がんの方については、急速に状態が変化することが多いため、要介護認定を迅速に進める必要性が高く、平成22年4月には厚生労働省からも文書で事務連絡があったところです。このため、被保険者の状態に応じた迅速な要介護認定が行えるよう、優先的な事務対応を引き続き実施していきます。

第6節 家族介護者への支援

自宅で介護をしている家族介護者に対して、介護に伴う身体的・精神的・経済的負担を軽減できるよう支援していきます。

レスパイトサービス（ショートステイ床）の整備 【再掲】

レスパイトとは、小休止等の意味で、在宅介護の要介護状態の方（利用者）が、福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等が一時的に介護から解放され、休息をとれるサービスです。

家族の負担を軽減する在宅介護支援の一つであり、家族が体調を崩した場合や冠婚葬祭、旅行等で一時的に介護ができない場合以外にも、定期的にショートステイが利用できる環境を整備していきます。

家族介護者の相談

高齢者の方を介護している家族の方は、社会から孤立するおそれがあるため、いつでも気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの周知を図っていきます。

<実績・見込>地域包括支援センター延相談件数

24年度	13,911件	25年度	20,952件	26年度	21,790件
27年度	22,700件	28年度	22,900件	29年度	23,100件

<実績・見込>在宅介護支援センター延相談件数

24年度	11,108件	25年度	15,521件	26年度	16,142件
27年度	16,800件	28年度	17,000件	29年度	17,200件

※ 前期計画では相談者数で単位（人）としておりましたが、今期計画から相談件数として単位（件）といたしました。

介護用品の支給等（地域支援事業、任意事業）

要介護3、4、5の高齢者等を自宅で介護している家族等を支援するため、紙おむつ等（月額6,450円相当）を毎月宅配にて支給します。

また、介護用品の支給を受けている方が入院したとき、在宅復帰支援をするため、継続して3か月間まで（年度間最大6か月）おむつ代を助成します。

＜実績・見込＞実支給人数

24年度	1,711人	25年度	1,790人	26年度	1,840人
27年度	2,003人	28年度	2,133人	29年度	2,265人

生活・介護支援サポーター事業 【再掲】

生活援助等の介護サービスの利用制限により、在宅で介護をしているご家族の方々の生活支援サービスの不足を補うため、元気高齢者や団塊の世代等を対象に質の高い生活・介護支援サポーターを養成し、ご自宅に派遣することにより家族介護者を支援していきます。

※養成事業

60歳以上の方を対象に、30時間の研修を実施し、生活・介護支援サポーターとして登録する。

※派遣事業

介護が必要な65歳以上の在宅高齢者宅において、介護保険を補完する家事援助等のサービス（清掃、洗濯等）を行う。

＜実績・見込＞サポーター登録人数

24年度	218人	25年度	271人	26年度	265人
27年度	264人	28年度	259人	29年度	254人

＜実績・見込＞登録者数（高齢者宅）

24年度	150人	25年度	213人	26年度	230人
27年度	241人	28年度	256人	29年度	272人

家族介護慰労金の支給

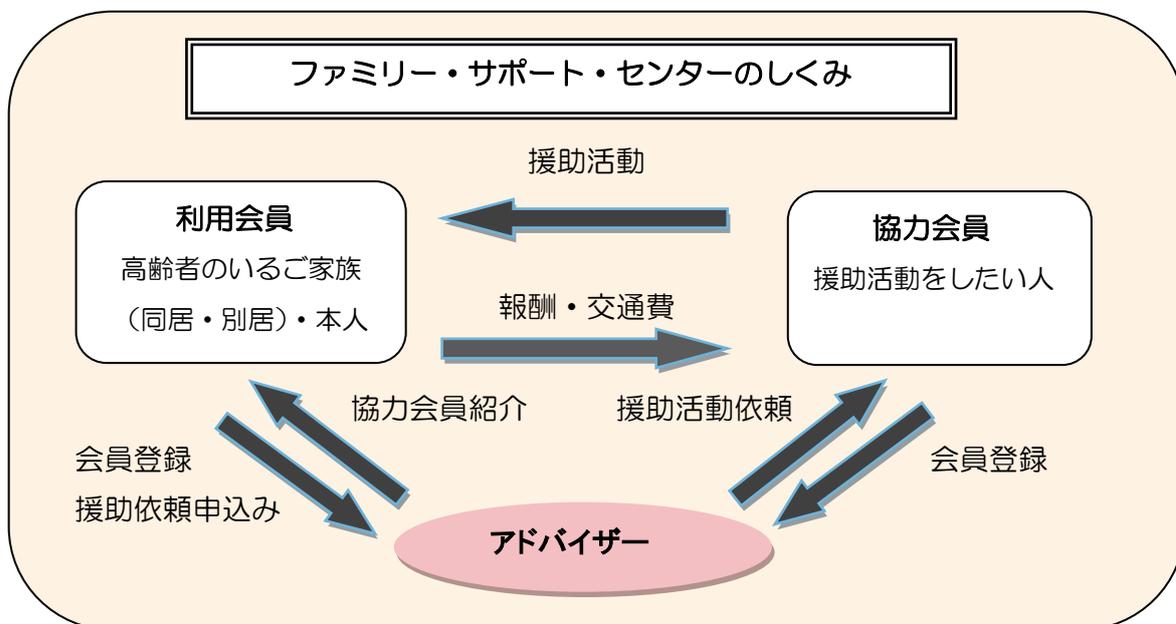
要介護4・5の要介護者を介護保険のサービスを利用せずに1年間自宅で介護した市民税非課税世帯等の家族に対し、家族介護慰労金を支給します。

＜実績・見込＞延支給人数

24年度	2件	25年度	2件	26年度	2件
27年度	2件	28年度	2件	29年度	2件

ファミリー・サポート・センター

日常生活において、ちょっとした手助けをして欲しい高齢者やその家族(利用会員)と、地域においてお手伝いをしたい方(協力会員)とを組織的に結び、その協力会員が食事作り、買い物、洗濯等軽度な援助を行うことにより、高齢者やその家族を支援します。



＜実績・見込＞実利用会員数

24年度	475人	25年度	483人	26年度	499人
27年度	515人	28年度	528人	29年度	538人

＜実績・見込＞実協力会員数

24年度	214人	25年度	197人	26年度	181人
27年度	182人	28年度	182人	29年度	182人

＜実績・見込＞利用件数

24年度	3,330件	25年度	3,666件	26年度	3,792件
27年度	3,914件	28年度	4,013件	29年度	4,089件

認知症家族交流会（地域支援事業、任意事業）

認知症高齢者の介護を行う家族が、お互いに介護の相談、情報交換、勉強会等を行い、家族の負担を軽減できるよう支援するため、日常生活圏域ごとに認知症家族交流会を5回、若年性認知症の方の家族が対象の交流会を年1回、公益社団法人認知症の人と家族の会に委託して開催していきます。

＜実績・見込＞認知症者の家族交流会開催数

24年度	6回	25年度	6回	26年度	6回
27年度	6回	28年度	6回	29年度	6回

＜実績・見込＞延参加者数

24年度	75人 (うち若年性 9人)	25年度	75人 (うち若年性 8人)	26年度	115人 (うち若年性 15人)
27年度	115人 (うち若年性 15人)	28年度	115人 (うち若年性 15人)	29年度	115人 (うち若年性 15人)

認知症相談事業（地域支援事業、任意事業）

認知症高齢者の介護を行う家族等に対して、専門医から医療・介護上の助言等を行う、認知症相談を開催しています。

＜実績・見込＞相談件数

24年度	34件	25年度	31件	26年度	80件
27年度	80件	28年度	80件	29年度	80件

認知症訪問支援サービス

本市では、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、法定の訪問介護とは別に、市独自の給付として、「認知症訪問支援サービス」を実施します。

訪問介護を利用する際の「不穩の解消」「徘徊時の搜索」「介護者不在時の見守り」といった、介護保険の訪問介護では対象外となっているサービスを市町村特別給付の対象とすることにより、本人の在宅生活の継続と認知症高齢者を抱える家族の負担軽減を図ります。

平成27年度から、利用の条件となっている日常生活自立度を、「Ⅱb以上」からより軽度である「Ⅱa以上」に改めます。

＜実績・見込＞延利用件数

24年度	194件	25年度	215件	26年度	243件
27年度	330件	28年度	416件	29年度	524件

やすらぎ支援員訪問事業

認知症高齢者を在宅で介護をしている家族の方が介護疲れで休みたい時や所用で外出する時に、認知症や高齢者への接し方等の知識を学んだ有償ボランティア「やすらぎ支援員」が家庭を訪問します。

家族に代わって認知症高齢者の見守りや話し相手をする等、利用料も安価に設定し、介護者の経済的負担や精神的負担を軽減します。

また、多様な高齢者ニーズに対応できるよう、介護保険サービスとの連携を図っていきます。

<実績・見込>登録者数

24年度	48人	25年度	50人	26年度	55人
27年度	59人	28年度	63人	29年度	66人

SOSネットワーク

認知症高齢者の徘徊による事故を未然に防ぐため、地域において認知症高齢者を見守る必要があります。

町会・自治会、民生委員、商店会、交通機関、警察署等各種団体の協力及び連携で、「船橋市 SOS ネットワーク」を組織し、連絡体制を組むとともに、近隣市との連携を図りながら、行方不明となった認知症高齢者の早期発見に努めます。

<実績・見込>依頼件数

24年度	36件	25年度	32件	26年度	35件
27年度	38件	28年度	40件	29年度	42件

徘徊高齢者家族支援サービス事業（地域支援事業、任意事業）

徘徊をする高齢者とその家族を支援するために、徘徊により居所不明となった高齢者をGPSを使って探索し、早期に介護者が発見できるように位置情報を提供するサービスを行っています。また、家族の要請により、緊急対応員が現場へ急行するサービスも行っています。

<実績・見込>利用人数

24年度	39人	25年度	45人	26年度	50人
27年度	55人	28年度	60人	29年度	65人

第3章 高齢者の多様な社会参加と介護予防の推進

第1節 活動の場の提供

高齢者の仲間づくりや各種レクリエーション活動等を促進させるため、気軽に集い、互いの親睦を深めることができるような活動の場と機会を提供していきます。

老人福祉センター

高齢者が健康で明るく生きがいのある日常生活を送れるよう、各種相談に応じるとともに、健康増進や教養の向上、レクリエーション活動等に利用できる施設です。

市内の5つの行政ブロックに1か所ずつ、計5か所に設置しています。

＜実績・見込＞年間利用者数（延人数）

24年度	360,832人	25年度	344,095人	26年度	359,000人
27年度	366,000人	28年度	374,000人	29年度	382,000人

老人憩の家

高齢者が相互の親睦を図り、教養の向上やレクリエーション等に利用できるよう、憩いの場として提供しています。市民から提供された民家や児童ホーム、公民館等の公共施設に併設しています。

＜実績・見込＞施設数

24年度	44か所	25年度	44か所	26年度	41か所
27年度	41か所	28年度	41か所	29年度	41か所

＜実績・見込＞延年間利用者数

24年度	53,537人	25年度	54,551人	26年度	51,000人
27年度	51,000人	28年度	51,000人	29年度	51,000人

老人クラブ

明るい長寿社会をつくるために、高齢者の仲間づくりや生きがいと健康づくり、社会奉仕・友愛活動等を行っている自主的な組織です。平成26年4月現在、市内には、268クラブあり、14,662人が加入しています。

＜実績・見込＞クラブ数

24年度	281 クラブ	25年度	272 クラブ	26年度	268 クラブ
27年度	263 クラブ	28年度	263 クラブ	29年度	263 クラブ

＜実績・見込＞会員数

24年度	15,805 人	25年度	15,099 人	26年度	14,680 人
27年度	14,400 人	28年度	14,400 人	29年度	14,400 人

老人生きがい広場

高齢者の仲間づくりと健康の維持及び増進を図ることを目的に、平成26年4月現在、老人生きがい広場8か所に11面のゲートボール場を設置しております。

＜実績・見込＞施設数

24年度	8 箇所	25年度	8 箇所	26年度	8 箇所
27年度	7 箇所	28年度	7 箇所	29年度	7 箇所

＜実績・見込＞延利用者数

24年度	19,577 人	25年度	20,285 人	26年度	20,000 人
27年度	18,300 人	28年度	18,300 人	29年度	18,300 人

市民スポーツ教室

スポーツの普及・発展を目的として市民スポーツ教室を実施しています。

種目によっては、小学生から高齢者の方々まで幅広く募集し、楽しみながらスポーツに取り組むことができるように計画しています。

＜実績・見込＞年間利用者数（延人数）

平成 24 年度	なぎなた・バレーボール・ソフトテニス・バドミントン・ ダーツ・卓球・バウンドテニス・アーチェリー・インディアカ 【9 教室 参加者数 1,309 人】
平成 25 年度	なぎなた・バレーボール・ソフトテニス・バドミントン・ 卓球・アーチェリー・インディアカ・フライングディスク 【8 教室 参加者数 1,330 人】
平成 26 年度	なぎなた・バレーボール・ソフトテニス・バドミントン・ 卓球・バウンドテニス・アーチェリー・インディアカ・ フライングディスク 【9 教室 参加予定者 1,300 人】
平成 27 年度	見込【8～9 教室】 1,300 人
平成 28 年度	見込【8～9 教室】 1,300 人
平成 29 年度	見込【8～9 教室】 1,300 人

- ◆高齢者の方にも参加していただけるよう、軽スポーツの教室を毎年計画しています。
- ◆市民スポーツ教室は、船橋市体育協会の加盟団体の中で希望する団体が実施しているため、毎年同じような種目となっています。
- ◆実施できる加盟団体が限られているため、教室の実施数は現状維持となっています。

ひとり暮らし高齢者等地域交流促進事業

地区社会福祉協議会、町会・自治会等の地域の団体が、ひとり暮らし高齢者等に対し、デイ銭湯事業や移動ミニデイ事業等の地域交流事業を実施する場合に補助金を交付することにより、ひとり暮らし高齢者等の地域交流促進、閉じこもり防止を図ります。

＜実績・見込＞補助金交付団体数

24 年度	14 団体	25 年度	14 団体	26 年度	14 団体
27 年度	15 団体	28 年度	15 団体	29 年度	15 団体

＜実績・見込＞延参加高齢者数

24年度	823人	25年度	952人	26年度	860人
27年度	1,000人	28年度	1,000人	29年度	1,000人

生活・介護支援サポーター事業 【再掲】

自立や社会参加の意欲の高い元気高齢者や団塊の世代等を対象に、質の高いボランティアとして生活・介護支援サポーターを養成し、介護施設や介護が必要な方のご自宅に派遣する等して、ボランティア活動の場を提供していきます。

＜実績・見込＞サポーター登録人数

24年度	218人	25年度	271人	26年度	265人
27年度	264人	28年度	259人	29年度	254人

＜実績・見込＞登録者数（高齢者宅）

24年度	150人	25年度	213人	26年度	230人
27年度	241人	28年度	256人	29年度	272人

＜実績・見込＞登録施設数（施設）

24年度	6か所	25年度	7か所	26年度	7か所
27年度	8か所	28年度	8か所	29年度	9か所

第2節 学習機会の提供

高齢者が自己啓発と教養を高め、生きがいを持って地域で暮らしていけるよう、多彩な内容・メニューの学習機会を提供していきます。

ふなばし市民大学校「いきいき学部」

市内に居住する60歳以上の方が、自己啓発を行えるように学習の機会を提供するとともに、高齢者相互の親睦と交流を図り、生きがいのある豊かな生活ができるよう、「ふなばし市民大学校」に「いきいき学部」を設置しています。修業年限は1年です。

今後は、時代や社会、受講生のニーズの変化に合わせて、市民大学校のあり方も含め柔軟に対応していきます。

<実績・見込>実学生数

24年度	353人	25年度	348人	26年度	375人
27年度	375人	28年度	375人	29年度	375人

<実績・見込>延講座数

24年度	368件	25年度	362件	26年度	350件
27年度	350件	28年度	350件	29年度	350件

公民館の高齢者対象講座

市内26公民館では、高齢者が1年を通して学習する場を提供しており、「寿大学」や「福寿大学」等で、生きがいつくり、健康づくり、ライフプラン学習、世代間交流、教養、趣味等、多彩なメニューの講座を開催し、また、高齢者自らが企画及び運営に参加するケースも出てきています。

<実績・見込>高齢者学級数（高齢者対象講座数）

24年度	26学級 (45講座)	25年度	26学級 (51講座)	26年度	26学級 (52講座)
27年度	26学級 (55講座)	28年度	26学級 (55講座)	29年度	26学級 (55講座)

＜実績・見込＞実参加者数 （高齢者対象講座の実参加者数）

24年度 3,277人 (3,751人)	25年度 3,459人 (4,156人)	26年度 3,500人 (4,250人)
27年度 3,500人 (4,300人)	28年度 3,500人 (4,300人)	29年度 3,500人 (4,300人)

公民館や市民大学校では、福祉やスポーツ、生涯学習等、シニア等が参加できる各種ボランティア養成講座も実施しています。

今後は、高齢者の生きがいつくりと学習機会の提供という役割を継続しながら、学習した成果を地域に生かせる機会を充実していきます。

第3節 経験と能力を活かせる機会の提供

高齢者の培ってきた豊富な経験・知識・技能等を活かせる機会を提供していきます。

（公益財団法人）船橋市生きがい福祉事業団

船橋市生きがい福祉事業団は、高齢者等が長年培った経験や知識、技能等を生かして働くことができる機会を提供し、高齢者等の社会参加を促すとともに、健康と生きがいを確保し、福祉の増進に資することを目的に船橋市が出資して設立された公益財団法人です。

会員となった高齢者等はその技能や経験等に応じ、事業団が一般家庭や企業・公共団体等から請け負った様々な仕事（臨時的かつ短期的または軽易な仕事）に従事します。地域社会の多様なニーズに対応できる体制づくりが必要となることから、事業団では、会員の就業能力を高めるための各種講習会や研修会等を開催し、技術や技能の修得と向上に努めています。

本市では、高齢者の就業機会の拡大を促進し、社会参加を通じて高齢者の健康や生きがいづくりを図るため、今後も事業団の活動を支援していきます。



第4節 認知症対策の推進

今後ますます増加することが予想される認知症高齢者について、正しい知識の普及と理解の向上を図りつつ、地域での見守りと支え合い、そして関係機関との連携による認知症対策の推進を図ります。

また、認知症の高齢者や認知症が疑われる人に対しての早期からの適切な対応や診断、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人や家族支援の更なる充実を図ります。

認知症初期集中支援チーム（地域支援事業、包括的支援事業）

認知症の早期発見・早期対応のために医療や介護等の複数の専門職が認知症の疑われる人や認知症の方とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の設置について、市の既存事業として地域包括支援センターにおいて実施している「専門医による認知症相談事業」との関連性を整理し、本市のより良い認知症施策を推進していきます。

認知症地域支援推進員（地域支援事業、包括的支援事業）

認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う「認知症地域支援推進員」の配置を進めていきます。

若年性認知症対策（地域支援事業、任意事業）

若年性認知症とは、65歳に達していない方が認知症を発症することをいい、発症からの期間が長く、発見が遅れがちであることから、家族の方の日常生活等の影響は深刻であり、若年性認知症対策の積極的な取り組みをすべきであると専門家から指摘されています。

若年性認知症は、何よりも早期発見及び早期受診が大切であり、そのために若年性認知症の正しい理解と普及及び啓発について、パンフレットを作成し、配布すること等により進めていきます。

地域包括支援センターでは、若年性認知症に関する相談を受け、その方に必要な介護保険サービスや障害者施策等へ繋いでいくこと等を行っていきます。

また、若年性認知症の家族の方等の支援のため、家族交流会を開催する等、支援策の充実を図ります。

船橋市認知症ネットワーク研究会との連携

船橋市認知症ネットワーク研究会は、市民に認知症について興味を持っていただき、正しく理解することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、医療、保健、介護、福祉、行政機関等が必要な情報の共有・公開を行い、顔の見える関係を構築

することを目的に市医師会主催により平成21年4月に発足しました。

この研究会では、まず市内で認知症の診断、治療等を受けられる医療機関の情報を収集し、その情報を市民に提供できるようにすることを最優先課題とし、市医師会により認知症協力医療機関についての情報が整理され、市のホームページやパンフレットで公表しています。

また、この認知症ネットワーク研究会の活動として、平成23年度からは、市民を対象に市民公開講座（シンポジウム）を開催しております。

今後も認知症の予防と早期発見、認知症の方の支援の充実が図れるよう、研究会との連携を深めていきます。

相談窓口の周知

高齢化が急速に進む中、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症対策に積極的に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、家族や地域の方がいつもと様子が違うことに気付いた場合に、いつでも気軽に相談することができるよう、リーフレット等を活用しながら地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの周知を図っていきます。

＜実績・見込＞地域包括支援センター延相談件数

24年度	13,911件	25年度	20,952件	26年度	21,790件
27年度	22,700件	28年度	22,900件	29年度	23,100件

＜実績・見込＞在宅介護支援センター延相談件数

24年度	11,108件	25年度	15,521件	26年度	16,142件
27年度	16,800件	28年度	17,000件	29年度	17,200件

※ 前期計画では相談者数で単位（人）としておりましたが、今期計画から相談件数として単位（件）といたしました

認知症についての地域住民及び支援関係者への広報・啓発活動

（地域支援事業、任意事業）

認知症サポーターを養成し、認知症に関する正しい知識と理解の普及、啓発を行うとともに、地域に根付いた認知症高齢者の見守り体制の確立を図っていきます。

また、地域や企業において「認知症サポーター養成講座」を開催していくとともに、養成講座の講師を務めるキャラバン・メイトについても今後も養成を進めていきます。

現在登録されているキャラバン・メイトについてもステップアップ研修を実施し、キャラバン・メイト自らが認知症サポーター養成講座を計画・実施できるようレベルアップを図っていきます。

＜実績・見込＞認知症サポーター延受講者数

24年度	2,185人	25年度	2,567人	26年度	3,000人
27年度	3,000人	28年度	3,000人	29年度	3,000人

＜実績・見込＞キャラバン・メイト養成研修の開催回数（隔年）

24年度	0回	25年度	1回	26年度	0回
27年度	1回	28年度	0回	29年度	1回

認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を身につけた人のことです。特別に何かの活動を要求されるわけではありませんが、認知症サポーターが、日常生活の中で認知症の方と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、適切な対応をすることが、認知症の方とその家族の支えになります。

厚生労働省では「認知症を知り地域を作るキャンペーン」の一環として、「認知症サポーターキャラバン」を実施しています。平成26年度には全国で500万人を突破していますが、今後も認知症の方と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、本市もその事務局として普及に努めてまいります。

キャラバン・メイトとは、一定の研修を経た、認知症サポーター養成講座の講師のことです。

市民参加による地域の見守りと支え合い体制の推進（地域支援事業、任意事業）

認知症の高齢者や認知症が疑われる人に対しての早期からの適切な対応や診断、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人や家族支援の更なる充実を図るとともに、地域の見守りと支え合い体制を進めるため、市民の皆様に参加していただく事業を実施いたします。

認知症家族交流会（地域支援事業、任意事業） 【再掲】

認知症高齢者の介護を行う家族が、お互いに介護の相談や情報交換、勉強会等を行い、家族の負担を軽減できるよう支援するため、日常生活圏域ごとに認知症家族交流会を5回、若年性認知症の方の家族が対象の交流会を年1回、公益社団法人認知症の人と家族の会に委託して開催していきます。

＜実績・見込＞認知症者の家族交流会開催数

24年度	6回	25年度	6回	26年度	6回
27年度	6回	28年度	6回	29年度	6回

＜実績・見込＞延参加者数

24年度	75人 (うち若年性 9人)	25年度	75人 (うち若年性 8人)	26年度	115人 (うち若年性 15人)
27年度	115人 (うち若年性 15人)	28年度	115人 (うち若年性 15人)	29年度	115人 (うち若年性 15人)

認知症相談事業（地域支援事業、任意事業） 【再掲】

認知症高齢者の介護を行う家族等に対して、専門医から医療・介護上の助言等を行う、認知症相談を開催しています。

＜実績・見込＞相談件数

24年度	34件	25年度	31件	26年度	80件
27年度	80件	28年度	80件	29年度	80件

認知症予防教室（地域支援事業）

高齢化が急速に進む中、認知症の高齢者も増加していることから、高齢者が認知症を正しく理解し、発症を予防することが重要になります。

高齢者の方を対象に、公民館やスポーツクラブ等において、講演会や生きがい型プログラム、目的型プログラム、訓練型プログラム及び有酸素運動を組み合わせた内容等で教室を開催し、介護予防の普及及び啓発に努めていきます。

＜実績・見込＞実参加人数

24年度	239人	25年度	287人	26年度	300人
27年度	300人	28年度	300人	29年度	300人

認知症予防講演会（地域支援事業）

認知症を正しく理解し、発症の予防を促すために、広く市民を対象とした講演会を開催します。

＜実績・見込＞実参加人数

24年度	96人	25年度	114人	26年度	200人
27年度	200人	28年度	200人	29年度	200人

認知症訪問支援サービス 【再掲】

本市では、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、法定の訪問介護とは別に、市独自の給付として、「認知症訪問支援サービス」を実施します。

訪問介護を利用する際の「不穩の解消」「徘徊時の搜索」「介護者不在時の見守り」といった、介護保険の訪問介護では対象外となっているサービスを市町村特別給付の対象とすることにより、本人の在宅生活の継続と認知症高齢者を抱える家族の負担軽減を図ります。

平成27年度から、利用の条件となっている日常生活自立度を、「Ⅱb以上」からより軽度である「Ⅱa以上」に改めます。

＜実績・見込＞延利用件数

24年度	194件	25年度	215件	26年度	243件
27年度	330件	28年度	416件	29年度	524件

やすらぎ支援員訪問事業 【再掲】

認知症高齢者を在宅で介護をしている家族の方が介護疲れで休みたい時や所用で外出する時に、認知症や高齢者への接し方等の知識を学んだ有償ボランティア「やすらぎ支援員」が家庭を訪問します。

家族に代わって認知症高齢者の見守りや話し相手をする等、利用料も安価に設定し、介護者の経済的負担や精神的負担を軽減します。

また、多様な高齢者ニーズに対応できるよう、介護保険サービスとの連携を図っていきます。

＜実績・見込＞登録者数

24年度	48人	25年度	50人	26年度	55人
27年度	59人	28年度	63人	29年度	66人

SOSネットワーク 【再掲】

認知症高齢者の徘徊による事故を未然に防ぐため、地域において認知症高齢者を見守る必要があります。

町会・自治会、民生委員、商店会、交通機関、警察署等、各種団体の協力・連携で、「船橋市 SOS ネットワーク」を組織し、連絡体制を組むとともに、近隣市との連携を図りながら、行方不明となった認知症高齢者の早期発見に努めます。

＜実績・見込＞依頼件数

24年度	36件	25年度	32件	26年度	35件
27年度	38件	28年度	40件	29年度	42件

認知症高齢者へのサービス提供

認知症になると、意思の疎通や環境の変化への対応が困難になりますが、本人の感情やプライドを重視し、その人の尊厳と利用者本位の暮らしの継続を支援するサービスの提供が求められます。

本人の生活や能力を周囲が認め、なじみにくい環境・関係の中で暮らしができるように、成年後見制度や権利擁護事業、介護サービスの利用へ繋げる体制を整備していきます。

＜実績・見込＞地域包括支援センター成年後見相談件数

24年度	522件	25年度	748件	26年度	750件
27年度	750件	28年度	750件	29年度	750件

＜実績・見込＞地域包括支援センター（市長申立）調査件数

24年度	88件	25年度	135件	26年度	110件
27年度	110件	28年度	110件	29年度	110件

＜実績・見込＞市長申し立て件数

24年度	20件	25年度	31件	26年度	55件
27年度	35件	28年度	35件	29年度	35件

徘徊高齢者家族支援サービス事業（地域支援事業、任意事業）【再掲】

徘徊をする高齢者とその家族を支援するために、徘徊により居所不明となった高齢者をGPSを使って探索し、早期に介護者が発見できるように位置情報を提供するサービスを行っています。また、家族の要請により、緊急対応員が現場へ急行するサービスも行っていきます。

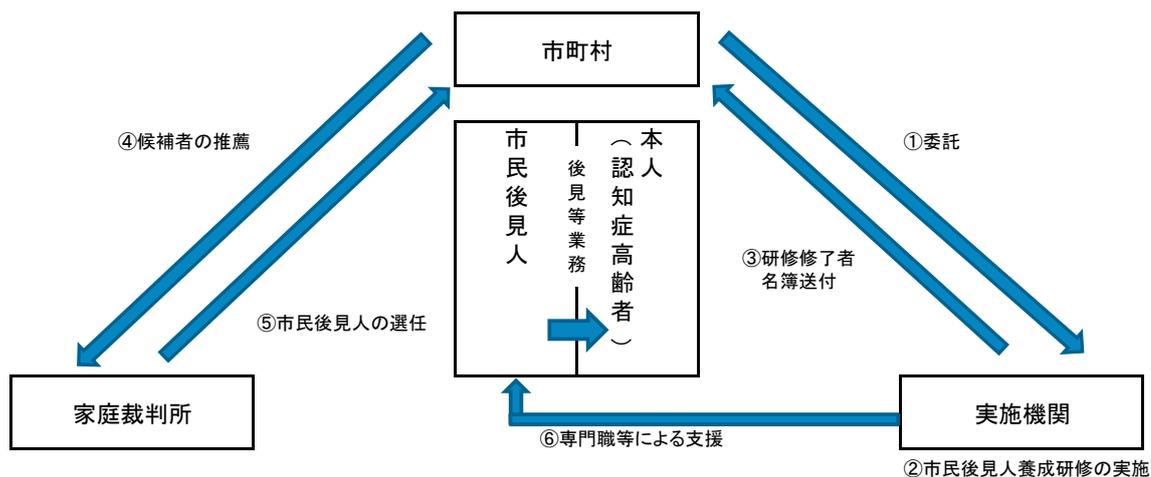
＜実績・見込＞利用人数

24年度	39人	25年度	45人	26年度	50人
27年度	55人	28年度	60人	29年度	65人

市民後見人育成制度（地域支援事業、任意事業）

老人福祉法の改正により、弁護士や司法書士等の専門職後見人のみではなく、市民後見人の育成及び後見等業務を適正に行うことのできる者（後見人等候補者）の家庭裁判所への推薦等について、市の努力義務とされ、市民後見人養成研修や養成後のサポート体制等について研究してまいりました。

今後も、認知症高齢者の増加等に伴い、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれることから、身上監護（介護サービス利用契約の支援等）や財産管理等を行う成年後見人が不足することが予測されるため、引き続き動向を把握しながら市民後見人養成研修や養成後のサポート体制等について研究し、高齢者の権利擁護に努めていきます。



第5節 介護予防の推進

高齢者が元気に暮らしていくためには、生活習慣病予防の観点からの健康づくりとあわせて、要支援・要介護状態になることを防ぐ介護予防の観点からの取り組みが重要です。そのために、介護保険制度に基づく地域支援事業を通じて介護予防を推進していきます。

介護予防・日常生活支援サービス事業・通所型サービス

(地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業)

短期集中予防サービスについては、保健・医療の専門職による提供される支援で、3～6か月の短期間で生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを提供するものです。社会福祉会館等で行うほか保健・医療の専門職のいる法人への委託等、多様なサービスの提供について検討を行います。

一般介護予防事業（地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業）

一般介護予防事業については、住民の自主的な活動を支援し、身近な場所で継続的に参加できる地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを進め、介護予防の普及・啓発に努めていきます。

認知症予防教室（地域支援事業） 【再掲】

高齢化が急速に進む中、認知症の高齢者も増加していることから、高齢者が認知症を正しく理解し、発症を予防することが重要になります。

高齢者の方を対象に、公民館、スポーツクラブ等において、講演会や生きがい型プログラム、目的型プログラム、訓練型プログラム及び有酸素運動を組み合わせた内容等で教室を開催し、介護予防の普及・啓発に努めていきます。

＜実績・見込＞実参加人数

24年度	239人	25年度	287人	26年度	300人
27年度	300人	28年度	300人	29年度	300人

認知症予防講演会（地域支援事業） 【再掲】

認知症を正しく理解し、発症の予防を促すために、広く市民を対象とした講演会を開催します。

＜実績・見込＞実参加人数

24年度	96人	25年度	114人	26年度	200人
27年度	200人	28年度	200人	29年度	200人

介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）

（地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援認定を受けた方や基本チェックリストの該当者の方の重度化予防推進のため、その心身の状況等に応じて、介護予防事業やその他の適切な事業が提供できるようケアマネジメントを行い、必要な援助を行っていきます。

在宅介護支援教室（地域支援事業）

高齢者ができる限り要介護状態とならずに生き生きと暮らしていけるよう、高齢者及びその家族等を対象として、運動や食事、口腔ケア等、地域の方の要望に合わせたテーマの在宅介護支援教室を、在宅介護支援センターにおいて開催しています。

＜実績・見込＞開催回数

24年度	83回	25年度	78回	26年度	78回
27年度	80回	28年度	80回	29年度	80回

地域介護予防活動支援事業

地区社会福祉協議会及び市民ボランティアの方に介護予防に必要な知識を学んでもらい、その知識を地域住民に伝えることで、地域での介護予防につなげます。

＜実績・見込＞延参加人数

24年度	96人	25年度	81人	26年度	250人
27年度	250人	28年度	250人	29年度	250人

リハビリ的要素を含んだ体操指導士の養成及び体操の普及

平成26年度に、（仮称）ふなばし健やか体操21推進協議会において、茨城県で実施しているシルバーリハビリ体操を、本市においても導入する方向としました。

27年度からこのふなばしシルバーリハビリ体操の体操指導士の養成及び体操の普及を、段階的に実施していきます。

市民の方が、体操指導士養成講座を受講し、体操指導士となり、地域での体操教室を開催することで、地域での健康づくり、介護予防を目指します。

ロコモティブシンドローム予防事業

「ロコモティブシンドローム（略称：ロコモ、和名：運動器症候群）」とは、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、もしくは複数に障害が起き、歩行や日常生活に何らかの障害をきたしている状態で、この概念は、平成19年に日本整形外科学会により提唱されました。ロコモが進行すると介護が必要になるリスクが高まるとされており、いつまでも自分の足で歩き続けていくためには、これを予防していくことが、健康寿命を延ばしていくために必須となります。

また、健康日本21（第2次）では、ロコモ予防の重要性が認知されれば、運動習慣の定着や食生活の改善等による個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合が減少すると考えられることから、身体活動に関連する目標項目として「ロコモを認知している国民の割合の増加（80%）」を挙げています。

本市としても、ロコモ予防に関する具体的な施策を実施していく必要があることから、周知実践キャンペーン事業の導入について、平成27年度から検討し実施していきます。

第6節 健康づくりへの支援

高齢者がいつまでも元気に暮らしていけるよう、高齢者自身の主体的な健康づくりを基本に、生活習慣病予防等の観点から、これを支えるための様々な支援を行っていきます。

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査は、40歳から74歳までを対象に、内臓脂肪型肥満に着目し、医療保険者に義務づけられた健診です。本市では市国民健康保険加入者に実施しています。

健診結果により、「生活習慣病の発症リスクが高いが、生活習慣を改善することで予防効果が期待できる」と判断された対象者に対し、平成29年度までに「メタボリックシンドローム（※）の該当者及び、予備群を減少させること」を目標に、個々の生活習慣改善に主眼をおいた特定保健指導（動機づけ支援または積極的支援）を行います。

また、特定保健指導の一部は医療機関や保健指導事業者へ業務委託し実施しています。

「広報ふなばし」や市のホームページ、医療機関等でのポスター掲示や、チラシの配布、さらに各種のイベント等を活用して「特定健康診査・特定保健指導」制度の普及啓発を進めていくとともに、地域で開催されている健康教室やサークル等の情報も提供しながら、一人ひとりにあった生活習慣改善への取り組みを支援する環境の整備を図っていきます。

※ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）
内臓脂肪型肥満に加え、「高血糖」「高血圧」「脂質異常」の危険因子のうち二つ以上をあわせ持った状態

<実績・見込>特定健康診査受診率

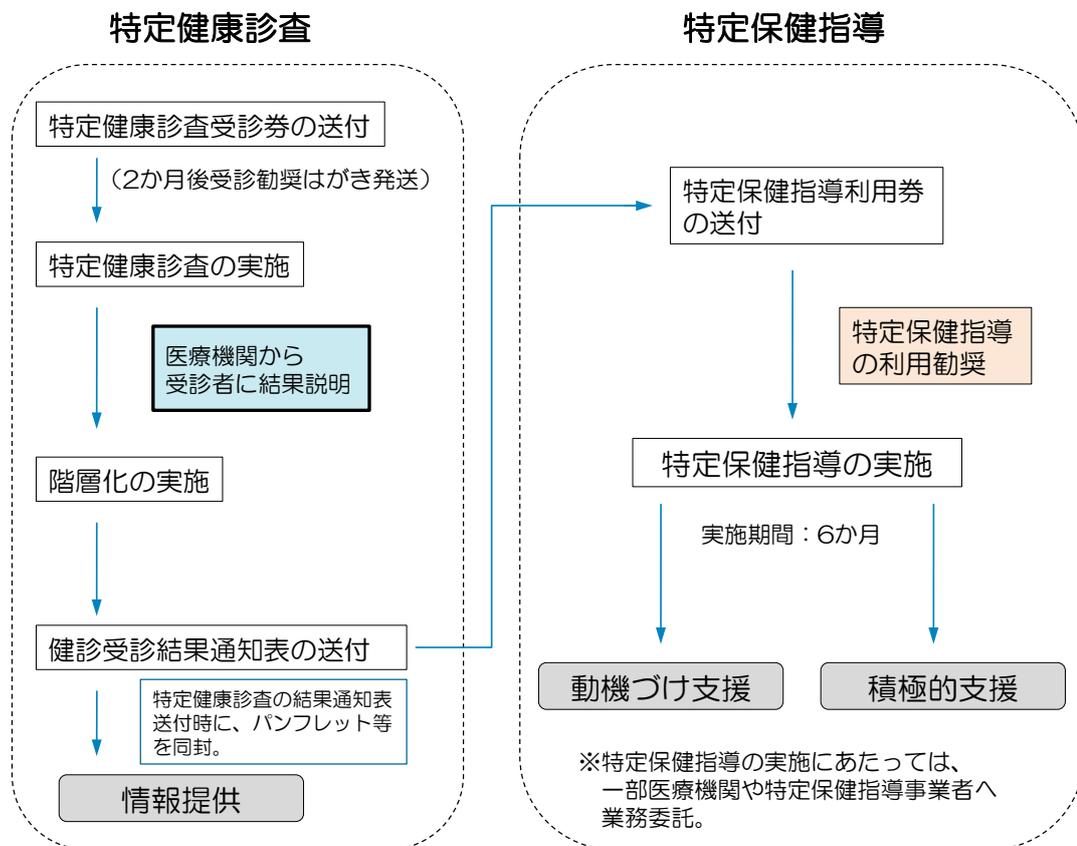
24年度	44.7%	25年度	47.7%	26年度	51.0%
27年度	54.0%	28年度	57.0%	29年度	60.0%

<実績・見込>特定保健指導実施率

24年度	26.9%	25年度	25.8%	26年度	40.0%
27年度	45.0%	28年度	50.0%	29年度	60.0%

特定健康診査・特定保健指導の実施について

船橋市国民健康保険「特定健康診査から特定保健指導」までのながれ



後期高齢者健康診査

生活習慣病の早期発見・早期治療のため、75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、実施主体である千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、船橋市国民健康保険課が特定健康診査と同じスケジュールで健康診査を実施します。

健診結果により、総合評価説明時に生活習慣の改善指導や医療受診勧奨を行います。

＜実績・見込＞後期高齢者健康診査受診率

24年度	50.8 %	25年度	49.7 %	26年度	47.2 %
27年度	51.0 %	28年度	51.0 %	29年度	51.0 %

高齢者いきいき健康教室

高齢者のひきこもりがちな日常生活を解消し、健康づくりや高齢者同士の親睦交流が図れるよう、市内の老人福祉センター・公民館で軽体操、ダンス、レクリエーション等の健康教室を実施します。

なお、毎年定員を超える応募者がおり、抽選となっていることから、老人憩の家等を活用し、「ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室」を実施します。

<実績・見込>実参加高齢者数

24年度	577人	25年度	556人	26年度	585人
27年度	570人	28年度	570人	29年度	570人

ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室

ひとり暮らし高齢者の健康づくりや高齢者同士の親睦交流を図り、孤立や閉じこもりを防止するため、ひとり暮らし高齢者等を対象に市内の老人憩の家や公衆浴場で健康教室を実施します。

<実績・見込>実参加高齢者数

24年度	147人	25年度	154人	26年度	147人
27年度	180人	28年度	180人	29年度	180人

高齢者健やか活動支援事業

老人クラブ、町会・自治会等、地域単位の高齢者を対象として、健康管理や加齢による心身機能の低下への対応等をテーマに、医師や保健師等の講演会を開催します。

<実績・見込>開催回数

24年度	7回	25年度	6回	26年度	6回
27年度	7回	28年度	7回	29年度	7回

<実績・見込>延参加人数

24年度	409人	25年度	314人	26年度	330人
27年度	400人	28年度	400人	29年度	400人

健康教育

生涯にわたる健康づくりについて、生活習慣病予防を始めとする正しい知識の普及と健康の保持増進のために健康教育を行ないます。

保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等による講話や実技を行ない、個人で取り組むだけでなく地域ぐるみで健康づくりができるように地域住民とも協働し支援していきます。

(1) 健康講座

広く市民に啓発する必要があるテーマについて、市広報やちらし等で市民全体に呼びかけて実施していきます。

(2) 糖尿病教室等

糖尿病の治療中の方や、血糖値が高めの方及びその家族の方のための教室です。

(3) 運動教室

健康づくりや生活習慣病予防のために、運動の習慣をつけるきっかけづくりをしていきます。

(4) 地区健康教育

地域住民が積極的に健康づくりに取り組む地域が増えています。今後ますます、健康づくりが推進されるように地域住民と協働して生活習慣病予防を中心とした健康教育を実施し、地域の健康水準が向上するように支援していきます。

(5) 公園を活用した健康づくり事業

運動が習慣づけられるよう、身近な公園を活用した健康づくりを検討し、推進していきます。

＜実績・見込＞健康教育開催回数

24年度	454回	25年度	481回	26年度	421回
27年度	421回	28年度	421回	29年度	421回

＜実績・見込＞延参加者数

24年度	12,610人	25年度	13,232人	26年度	12,105人
27年度	12,105人	28年度	12,105人	29年度	12,105人

健康相談

“自分の健康は自分でまもる”ことを推進するために個別に健康相談を実施し、血圧測定や栄養相談・歯科相談等により、健康の保持増進を図るとともに、疾病の早期発見・早期受診につなげる等、必要な支援を行っています。

地域住民と協働し、身近な公民館や自治会館等で行うものや、市広報等で周知して公民館等で実施するものがありますが、各保健センターの窓口や電話での相談にも応じています。

今後も、積極的な健康づくりの動機づけとなり、住民の健康度が上がるように支援していきます。

＜実績・見込＞健康相談開催回数

24年度	788回	25年度	732回	26年度	800回
27年度	800回	28年度	800回	29年度	800回

※平成22年度より他事業と併設の場合は相談者のある回のみを計上

＜実績・見込＞延利用者数

24年度	12,451人	25年度	11,971人	26年度	12,500人
27年度	12,500人	28年度	12,500人	29年度	12,500人

第4章 医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

第1節 在宅医療の推進

地域包括ケアシステムの根幹となる在宅医療・介護を推進するため、本市においては、医療・介護の関係団体の代表で構成する「船橋市地域在宅医療推進連絡協議会」を平成24年度に設置し、平成24・25年度の2年間、在宅医療を推進するために必要な事項の検討を行いました。同協議会においては「①在宅医療の推進のための連携体制の構築」、「②在宅医療の質の向上」、「③在宅医療に対する安心の確保」、「④医療・介護資源の情報の共有」、「⑤患者の情報の共有及び連携基盤の整備」といった取り組みが在宅医療の推進に必要であり、こうした取り組みを具体的に進めるためには、医療・介護関係者が行政機能を活用しつつ主体的に活動することができるよう医療・介護関係者及び行政によって構成する「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」を設立する必要があることを中間的にとりまとめられ、平成25年5月31日に同ネットワークが設立されました。

在宅医療の推進に向けて、船橋在宅医療ひまわりネットワーク（以下、ひまわりネットワーク）の活動を中心に、在宅医療・介護関係者が連携し、また、行政と関係機関とが協力及び連携の上、推進体制を構築していきます。

在宅医療推進のための連携体制の構築

在宅医療・介護関係者が安心してサービスを提供することができ、在宅医療体制を確立するための土壌となる職種を越えた顔の見える関係づくりを推進するため、症例検討会等、在宅医療に関する個別ケースを基にした解決のための検討会を開催し、その解決策を導き出し全市的に共有していきます。

また、平成27年10月に設置する在宅医療支援拠点において医療・介護資源情報の収集及びデータベース化や在宅医療に関する市民からの相談窓口の設置、在宅医療・介護関係者の活動の支援等を行います。さらに、総合的な情報集約及び発信を行い、ひまわりネットワークや市関係各課と協力して、自主的なイベント及び他団体の取り組みとのコラボレーション企画等を開催します。

<実績・見込>ひまわりネットワークの症例検討会等の開催回数

24年度	一回	25年度	13回	26年度	18回
27年度	18回	28年度	18回	29年度	18回

在宅医療の質の向上

市内の在宅医療・介護関係者を対象としたシンポジウムや研修会等を開催し、在宅医療・介護関係者の活動を支援することにより、在宅医療の総合的な質の向上を図ります。

在宅医療に対する安心の確保

在宅医療の提供時における相互支援を可能とするグループ診療の推進を各地域で検討する等、訪問診療を担う医師等を増やす取り組みを検討していきます。

また、在宅医療支援拠点で行う市民からの相談窓口に加えて、医師等専門職が対応する相談機会を設けます。

さらに、在宅医療・介護サービスに関する市民向け講演会を開催するなど、市民への情報の提供等、普及啓発を行います。

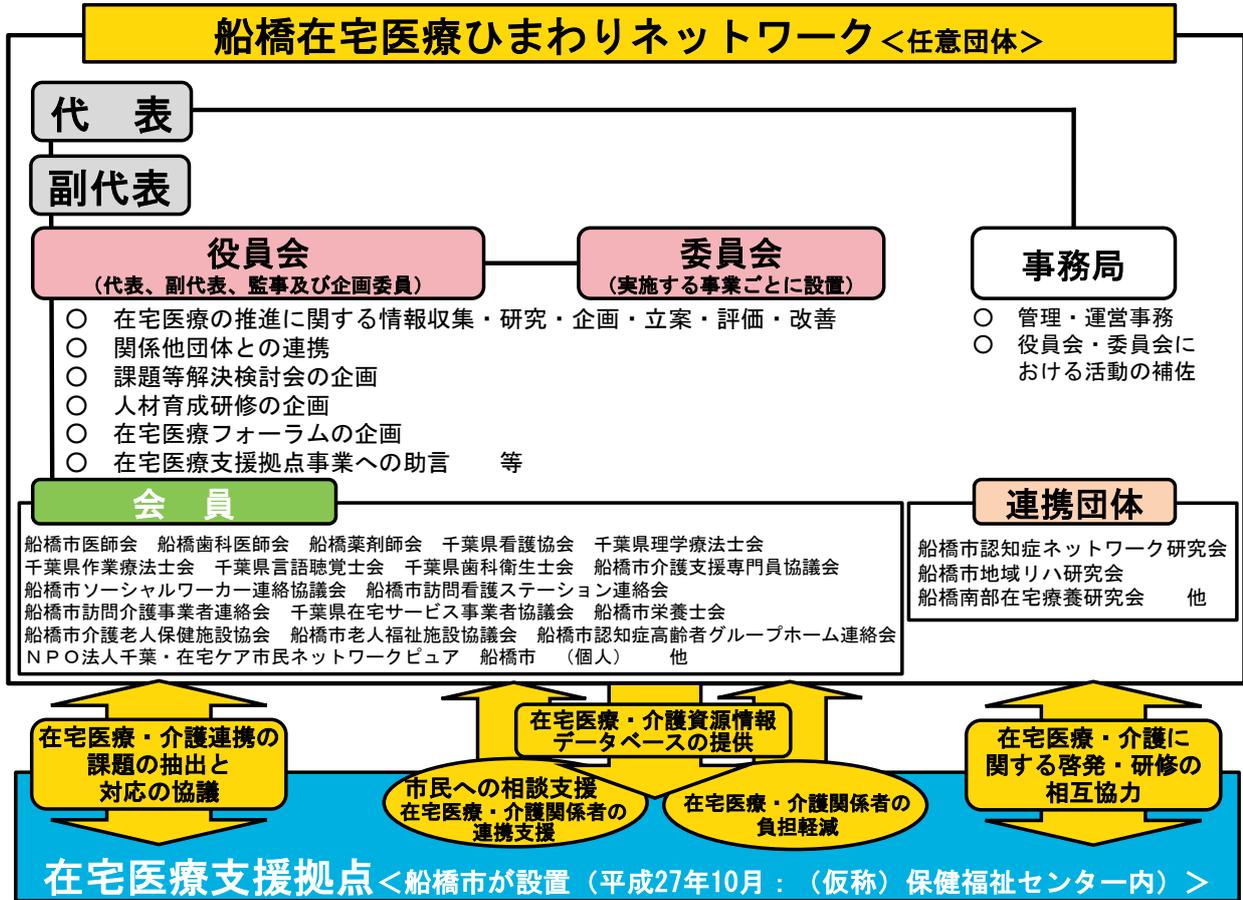
医療・介護資源の情報の共有

在宅医療支援拠点が、医療・介護資源の情報の収集及びデータベース化を行い、在宅医療・介護関係者が、必要な情報に必要な時にアクセスできる環境を整備します。

患者情報の共有及び情報連携基盤の整備

在宅医療・介護関係者が、患者の症状や状態の情報を一元化、共有化し、患者の生活を支援していくために、患者情報共有システムを導入する等、ICT（情報通信技術）を活用した情報連携基盤を整備を進めます。

船橋在宅医療ひまわりネットワークの構成



第2節 地域医療連携の推進

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、かかりつけ医を身近な地域で持つよう市民啓発を推進します。

またさまざまな職種とともに連携した訪問診療を行えるよう検討します。

かかりつけ医等の推進

高齢化が進む中で、市民が抱える健康問題も多様化しており、身近な場所で、必要な医療を安心して受けられることが、ますます重要になっています。そのため、必要に応じて持病等を医学的に管理してくれ、病状の悪化等のいざというときは病院を紹介したり、在宅での看取りまで行ってもらえる身近なかかりつけ医を住まいの近くにもつよう市民に啓発するとともに、身近な医療機関情報の提供を行います。

また、あわせてかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進も実施します。さらに、定期健診や定期歯科検診を勧奨することで、病気を早期に発見し、早期治療に繋がったり、患者自身に生活習慣を改善するきっかけづくりを行っていきます。

＜実績・見込＞かかりつけ医と言える医師を近所に有する市民の割合(65歳以上)(※)

22年度	46.3%	25年度	47.9%	28年度	53.1%
------	-------	------	-------	------	-------

※船橋市高齢者生活実態調査を基にしているため、3年毎の数値となります。

訪問診療の充実

後方支援の担い手、地域の病院、診療所及び訪問看護ステーション並びに訪問薬剤、訪問リハビリ、訪問介護等との連携による24時間対応体制の確保、患者の家族等のレスパイト体制の確保といったさまざまな状況への支援体制の確立や在宅医療の提供時における相互支援を可能とするグループ診療を推進すること等について検討します。

市民への普及啓発

市内の医療機関等の情報を整理し、市民へ必要な情報をわかりやすく提供できるようにします。

第3節 看護職の確保

潜在看護師や看護師を目指す看護学生に対して、就労や修学資金貸付等の支援を行い、市内での看護職確保を図れるよう推進します。

訪問看護ステーション等の事業所に対し、賃金等を補助することで訪問看護職員の雇用の促進を図ります。

看護師養成修学資金貸付条例の改正

将来市内の医療機関で看護師として就業する意思を持っている看護学生に対して修学資金を貸し付ける看護師養成修学資金貸付条例において免除対象としている施設や貸付対象者の拡大を図ります。

看護職復職支援研修会の実施

今般、看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）免許を持ちながら現在就業していない潜在看護師等の掘り起こし策として、就業の不安材料となる看護技術の研修を実施する等の再就業支援を行うとともに、就職説明会を同時に開催することにより、市内医療機関等に就業する看護職の確保を図ります。

介護保険訪問看護職員雇用促進事業 【再掲】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び訪問看護事業所に対し、看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助することで、事業者の新規参入を促すとともに、看護職員の雇用確保を図ります。

＜実績・見込＞補助対象常勤換算数

24年度	225.8人	25年度	288.7人	26年度	370.0人
27年度	410.0人	28年度	410.0人	29年度	410.0人

第4節 地域リハビリテーションの推進

リハビリを行う方に対してリハビリの総合的な提供を行うとともに、市内リハビリテーション事業者の育成や技術のレベルアップを図ることで、地域リハビリテーションを推進していきます。

地域リハビリテーションの推進

市リハビリセンターにおいて、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象にリハビリの総合的な提供を行っています。

これまでの医療保険・介護保険適用外の器具やプールを使用し介護予防を目的としたリハビリ事業に加え、リハビリテーション科の診療所を運営し、外来診療・外来リハビリ・訪問リハビリ・通所リハビリを行い、さらに、訪問看護ステーションを運営することで、リハビリと訪問看護は相互に関連していることから一体的に提供することにより相乗効果が生まれ、利用者のニーズに見合ったサービスが切れ目なく提供されることが可能になります。

また、地域リハビリテーションの拠点事業として、研修等を通じて市内リハビリテーション事業者の育成や技術のレベルアップの支援、リハビリセンター利用者及びリハビリ関係者からの相談や啓発活動を行い、医療・介護等の専門家、家族等がリハビリテーションの立場から協力しあう地域リハビリテーションの推進を支援していきます。

＜実績・見込＞船橋市リハビリテーション提供機関マップ配付数

24年度	2,000部	25年度	3,000部	26年度	3,000部
27年度	3,000部	28年度	3,000部	29年度	3,000部

船橋市地域リハ研究会との連携

船橋市地域リハ研究会は、より地域に根ざした地域リハビリテーションを推進することを目的に、リハビリの現場で働く有志がボランティアとして世話人となり、平成22年3月に発足しました。この研究会では、定期的に世話人会を開催し、世話人が所属する団体等の活動の情報や意見交換を行っています。

また、船橋市リハビリセンターが実施する地域リハビリテーション拠点事業において、市内を3地域（北部、中東部及び南西部）に分けた地域密着型の勉強会、有識者による講演会や関係者の研究発表を行う研究大会、市民が対象の地域リハビリテーション市民公開講座の開催にも協力しています。

今後も高齢者や身体に障害がある人が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活が送れるよう、急性期から回復期、維持期（地域生活期）まで適切なリハビリテーションが継続的に提供される地域リハビリテーションの推進のため、研究会との連携を深めていきます。

第5節 歯科口腔保健の推進

一般の診療所では治療が困難な要介護高齢者への訪問歯科診療の充実や、市民に向けて口腔衛生の指導や啓発を行う等、口腔ケアを推進していきます。

休日急患歯科診療所・さざんか歯科診療所における訪問歯科診療の充実

平成 27 年 10 月に休日急患歯科診療所・さざんか歯科診療所が指定管理による運営に移行します。それを機に、訪問歯科診療及び在宅における口腔機能のリハビリテーションの充実を図ります。

口腔保健支援事業の実施

口腔保健支援事業について、平成 27 年度中に「歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等」に係る事業として、歯科医療従事者向けの口腔ケア講習会や一般市民及び多職種向けの講演会を実施します。その他の口腔保健支援センター業務については、関係団体と協議の上、次年度以降順次実施していきます。

第5章 安心して暮らせる環境の整備

第1節 住まい・施設の量の確保

住み慣れた地域で、高齢期になっても住み続けるため、高齢者が自分に合った住まいや施設を選択できるよう、支援を進めていきます。また、身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいを、高齢者自らが選択できるように、高齢者に配慮した住まいや施設の普及を図ります。

高齢者向け住まいの確保

高齢化が急速に進む中で、高齢者が身体状況の変化等に合った住まいを確保することは極めて重要となります。

高齢者にやさしい、多様なニーズに応じた住まいが確保され、可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、平成27年度中に高齢者居住安定確保計画（※）を策定します。

※ 高齢者居住安定確保計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づき策定する計画で、「住まい・施設の量の確保」「住まいの質の向上」「入居支援・住み替え支援」等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、高齢者の住まいに関する基本方針、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標等を定めます。

サービス付き高齢者向け住宅

医療・介護と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが求められています。

このため、平成23年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」が改正され、高齢者が安心して生活できる住まいづくりを推進するために、サービス付き高齢者向け住宅制度が創設されました。

サービス付き高齢者向け住宅は原則25㎡以上の床面積を持つバリアフリー住宅で、安否確認や生活相談サービスを提供することが必要とされています。また、前払い金について初期償却が制限されることや長期入院を理由に退去を求められない等、入居者保護が図られています。

本市においては、高齢期における住まいを的確に選択できるよう、選択肢の1つとしてサービス付き高齢者向け住宅の周知を図っていきます。

低所得者向け住宅の供給

低所得により、最低居住水準の住宅を市場において自力で確保することが困難な市民に市営住宅を供給しています。また、高齢者については、従来どおり一定の優先枠を設け、バリアフリー化した市営住宅への入居を進めています。

これまでも市営住宅は、市営住宅供給計画に基づき供給していますが、平成 27 年度末を目途に市営住宅供給計画を見直し、平成 28 年度以降の供給戸数を決定します。

なお、県営住宅や都市再生機構の新設・建替えにあたっては、高齢者の安心できる住居の確保の観点から、十分配慮してもらえよう引き続き要請します。

第2節 住まいの質の向上

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して快適に暮らしていけるよう、バリアフリー化等の住宅改修支援を行っていきます。

高齢者住宅改修資金の助成

要支援・要介護の認定を受けている高齢者が、介護保険の住宅改修費支給とは別に住み慣れた自宅で安心して快適な生活を送るために、家屋内の段差解消や手すりの設置等、住宅の改造をしようとする世帯に改修資金の助成を行います。（住民税課税額 32 万円以下の世帯が対象。助成額は 50 万円上限。助成率は、住民税非課税世帯 100%・住民税課税世帯 50%）

介護保険の給付額を超える部分や介護保険では対象外となる内容の工事についても、助成できる場合があります。

<実績・見込>助成件数

24 年度	94 件	25 年度	95 件	26 年度	102 件
27 年度	107 件	28 年度	114 件	29 年度	121 件

高齢者住宅整備資金の貸付

日常生活で介護を必要とする高齢者と同居している方、もしくは同居しようとする方に、住宅のバリアフリー工事のための資金を、500 万円を上限に無利子で貸付けます。（貸付けを受けられる方は 1 年以上市内に居住している方）

<実績・見込>貸付件数

24 年度	1 件	25 年度	0 件	26 年度	1 件
27 年度	1 件	28 年度	1 件	29 年度	1 件

住宅改修支援事業（地域支援事業、任意事業）

介護保険の住宅改修費の申請にあたっては、介護支援専門員等が作成する理由書が必要となります。この理由書作成に係る費用は居宅介護サービス計画費等に含まれているため、居宅介護支援等を提供していない限り、当該理由書を作成してもその費用は作成者に支払われることはありません。

このようなことから、介護支援専門員等が居宅介護支援等を提供していない利用者について住宅改修の理由書を作成した場合は、作成料として 1 件当たり 2,000 円の補助を行い、住宅改修費の利用促進を図っています。

＜実績・見込＞「理由書」作成件数

24年度	94件	25年度	125件	26年度	150件
27年度	180件	28年度	210件	29年度	250件



第3節 入居支援・住み替え支援

高齢者の住み替え支援のため、情報の提供を行います。

また、高齢者が住み替えを行う際、所有する住宅が空き家にならず、家賃収入も得ることができるマイホーム借上げ制度の周知を図っていきます。

高齢者等の民間賃貸住宅への入居支援

民間賃貸住宅への住み替えを希望し、入居に苦慮している高齢者等に対し、市が協力不動産店を紹介することにより、住宅情報を提供します。さらに、契約に際して保証人がいない場合には、取扱保証会社と家賃等債務保証契約を結び、その保証料を自己負担することにより、保証人に代わって取扱保証会社から債務保証（入居者が家賃等を滞納した場合に、保証会社が一時的に立て替え払いをする。滞納家賃の支払いが免除されるわけではない。）を受けることができるようになり、住宅の賃貸借契約が可能となります。

なお、取扱保証会社と家賃等債務保証契約を締結した方のうち、低所得者には初回保証料の1/2（上限15,000円）を助成します。

マイホーム借上げ制度の周知

マイホーム借上げ制度は、高齢者等の所有する戸建住宅等を定期借家契約により一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）が借上げ、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ転貸する制度であり、1人目の入居者決定以降は、借り手がいない場合でも家賃を最低保証するものです。

貸し手となる高齢者等は、マイホームを売却することなく家賃収入を得ることができ、借り手となる子育て世帯等は、相場よりも安い家賃で物件を借りることができます。空き家や、高齢者が住み替えた際に空き家となる可能性がある持ち家を有効活用するため引き続きマイホーム借上げ制度の周知を図っていきます。

第4節 安心・安全なまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域において安心して外出でき、安全で快適に行動できるよう、公共施設や道路環境、交通機関等のバリアフリー化をさらに推進していきます。

また、災害や事故といった、日常生活上の不安を少しでも和らげるための取り組みを推進します。

高齢者支援協力バス

市内の自動車学校・教習所が有する送迎バスの空席を利用し、交通不便地域の高齢者を対象にした移動支援を、平成16年4月より開始しました。

また、市内の各老人福祉センター（南老人福祉センターを除く）が有する送迎バスの空き時間を利用し、高齢者等を対象に医療センターへの送迎並びに交通不便地域の移動支援を、平成16年7月より開始しました。

平成26年4月現在、16路線にて運行を行っており、新規登録により、利用登録者は毎年増加しております。また、利用者数は、年間17,000～18,000人程度で推移しており、多くの利用がありますが、ルート別利用者数にばらつきがあるため、今後も地元要望や利用者累計等を基にルートの再編を検討し、新規ルートの追加及び既存ルートの変更を行うことにより、利用者のニーズにあったルート設定を行っていきます。

<実績・見込>利用登録者数（累計）

24年度	4,355人	25年度	4,698人	26年度	5,000人
27年度	5,250人	28年度	5,500人	29年度	5,750人

<実績・見込>延利用者数

24年度	18,096人	25年度	17,216人	26年度	17,500人
27年度	17,500人	28年度	17,500人	29年度	17,500人

バス停留所施設整備基本計画策定、バス停留所施設整備

高齢者や障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化と、バス利用者の利便性向上のため、バス停留所施設に上屋及びベンチを設置し、バス待ち環境の改善を図ります。

バス待ち環境の改善を効果的かつ効率的に実施するため、平成26年度にバス停留所施設整備基本計画を策定し、整備すべきバス停留所の優先順位等の検討を行います。

また、上記基本計画に基づき、上屋やベンチを整備するバス事業者に対し設置費を補助するとともに、設置が必要な箇所の整備を行います。

＜実績・見込＞バス停留所施設設置箇所数（※バス事業者と市の設置箇所合計）

24年度	－ 箇所	25年度	－ 箇所	26年度	4 箇所
27年度	20 箇所	28年度	20 箇所	29年度	20 箇所

船橋市福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送とは、NPO法人等が、介護保険法で「要介護者」「要支援者」の認定を受けている人や障害者等で公共交通機関を単独で使用して移動することが困難な人を対象に、通院や通所、社会参加等を目的に自家用車を使って有償で運送を行う事業です。事業を行う場合は、国土交通省（運輸支局）に登録する必要があります。

登録には市が設置している運営協議会において協議が調った書類が必要になります。

運営協議会は、福祉有償運送の必要性や、旅客から収受する対価、その他の自家用有償旅客運送を実施するにあたり必要となる事項を協議します。

災害時要援護者台帳整備

災害時に危険回避行動や避難行動を行うことが困難な方を支援するため、市では、市内の高齢者・障害者・要介護者等、関係各課が把握しているもっとも支援が必要な要配慮者（災害時要援護者）情報を集約した、災害時要援護者台帳システム（マスター台帳）を整備しています。

災害発生時に、地域と行政による支援体制の構築が図れるよう、関係機関や地域団体等が連携し、それぞれが把握している情報の共有や本市における要配慮者（災害時要援護者）支援のための仕組みづくりに取り組んでいます。

第6章 自分らしく、尊厳を持って生活できる体制づくり

第1節 生活支援サービスの提供

ひとり暮らし高齢者等、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護保険サービスを補完する多様な生活支援サービスを提供していきます。

緊急通報装置の設置

虚弱なひとり暮らし等の高齢者に対し、急病等といった万一の場合に、ボタンを押すと受信センターと緊急連絡がとれる通報装置を貸与します。

また、災害時における安否確認や熱中症等の注意喚起を、通報装置の設置者全員を対象に行っていきます。

<実績・見込>設置台数(年度末)

24年度	1,398台	25年度	1,462台	26年度	1,557台
27年度	1,644台	28年度	1,721台	29年度	1,791台

<実績・見込>熱中症注意喚起(26年度まで7・8月、27年度以降6~8月)

24年度	2,218回	25年度	2,212回	26年度	2,318回
27年度	3,672回	28年度	3,843回	29年度	3,999回

声の電話訪問

安否確認を必要としているひとり暮らし高齢者に対し、電話相談員が定期的に電話での訪問を行います。(週3回まで)

高齢者の安否や健康状態を確認するとともに、孤独感の解消を図ります。

また、災害時における安否確認や熱中症等の注意喚起も行うほか、訪問時における高齢者からのニーズに対応できるよう、高齢者福祉サービスへのコーディネート(利用調整)に繋げていきます。

<実績・見込>実利用者数

24年度	63人	25年度	62人	26年度	67人
27年度	70人	28年度	74人	29年度	77人

＜実績・見込＞訪問回数

24年度	2,995回	25年度	3,018回	26年度	3,263回
27年度	3,360回	28年度	3,555回	29年度	3,750回

郵便局員訪問事業

虚弱なひとり暮らしの高齢者の自宅に、郵便局員（日本郵便株式会社外務員）が郵便の有無にかかわらず訪問し、安否の確認を行います。（週1回まで。介護保険受給者や他の安否確認利用者を除く。）

体調が不良の場合や不在時に新聞がたまっている等、異変がある場合はすぐに郵便局員から市に電話連絡が入る体制となっています。

＜実績・見込＞実利用者数

24年度	3人	25年度	2人	26年度	2人
27年度	2人	28年度	2人	29年度	2人

軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らし高齢者等の日常生活を支援するため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に、有償ボランティアである援助員を派遣し、買い物や家庭内の整理整頓等、日常生活上の軽易な援助を行います。（1回1時間400円（市民税非課税世帯は無料）原則週1回まで）

＜実績・見込＞実利用者数

24年度	553人	25年度	658人	26年度	702人
27年度	741人	28年度	776人	29年度	808人

＜実績・見込＞派遣時間数

24年度	15,594時間	25年度	17,683時間	26年度	18,884時間
27年度	19,933時間	28年度	20,874時間	29年度	21,735時間

生活・介護支援サポーター事業

生活援助等の介護サービスの利用制限により、在宅で介護をしているご家族や介護が必要な高齢者の方々の生活支援サービスの不足を補うため、元気高齢者や団塊の世代等を対象に質の高い生活・介護支援サポーターを養成し、ご自宅に派遣することにより生活を支援していきます。

※養成事業

60歳以上の方を対象に、30時間の研修を実施し、生活・介護支援サポーターとして登録する。

※派遣事業

介護が必要な65歳以上の在宅高齢者宅において、介護保険を補完する家事援助等のサービス（清掃、洗濯等）を行う。

＜実績・見込＞サポーター登録人数

24年度	218人	25年度	271人	26年度	265人
27年度	264人	28年度	259人	29年度	254人

＜実績・見込＞登録者数（高齢者宅）

24年度	150人	25年度	213人	26年度	230人
27年度	241人	28年度	256人	29年度	272人

ファミリー・サポート・センター 【再掲】

日常生活において、ちょっとした手助けをして欲しい高齢者やその家族（利用会員）と、地域においてお手伝いをしたい方（協力会員）とを組織的に結び、その協力会員が食事作りや買い物、洗濯等軽度な援助を行うことにより、高齢者やその家族を支援します。

＜実績・見込＞実利用会員数

24年度	475人	25年度	483人	26年度	499人
27年度	515人	28年度	528人	29年度	538人

＜実績・見込＞実協力会員数

24年度	214人	25年度	197人	26年度	181人
27年度	182人	28年度	182人	29年度	182人

＜実績・見込＞利用件数

24年度	3,330件	25年度	3,666件	26年度	3,792件
27年度	3,914件	28年度	4,013件	29年度	4,089件

高齢者等食の自立支援事業

食事作りが困難なひとり暮らし等の高齢者に食事（普通食、きざみ食、粥食のほか、疾病対応食もあり。）を届けるとともに、あわせて安否確認も行います。

また、希望者には食事内容を管理栄養士が分析し栄養指導を行う「栄養管理サービス」を実施します。

＜実績・見込＞配食サービス延配食数					
-------------------	--	--	--	--	--

24年度	19,455食	25年度	17,726食	26年度	18,836食
27年度	19,833食	28年度	20,830食	29年度	21,606食

＜実績・見込＞配食サービス登録者数（年度末）					
------------------------	--	--	--	--	--

24年度	191人	25年度	160人	26年度	170人
27年度	179人	28年度	188人	29年度	195人

＜実績・見込＞栄養管理サービス訪問回数					
---------------------	--	--	--	--	--

24年度	682回	25年度	623回	26年度	670回
27年度	706回	28年度	742回	29年度	770回

＜実績・見込＞栄養管理サービス利用者数（年度末）					
--------------------------	--	--	--	--	--

24年度	88人	25年度	87人	26年度	93人
27年度	98人	28年度	103人	29年度	107人

寝具乾燥消毒サービス

日照や人手不足等の理由で、寝具の乾燥を行うことが困難な寝たきりまたはひとり暮らしの高齢者に快適な日常生活を送っていただくため、寝具乾燥消毒車を月1回派遣します。

＜実績・見込＞実利用人数					
--------------	--	--	--	--	--

24年度	110人	25年度	115人	26年度	123人
27年度	130人	28年度	136人	29年度	142人

＜実績・見込＞延派遣回数					
--------------	--	--	--	--	--

24年度	974回	25年度	1,038回	26年度	1,107回
27年度	1,170回	28年度	1,224回	29年度	1,278回

日常生活用具の給付

所得の低い高齢者（所得税非課税世帯）の日常生活を支援するため、電磁調理器等を給付します。

＜実績・見込＞自動消火装置給付数

24年度	27件	25年度	25件	26年度	27件
27年度	28件	28年度	29件	29年度	31件

＜実績・見込＞電磁調理器給付数

24年度	33件	25年度	31件	26年度	33件
27年度	35件	28年度	37件	29年度	38件

＜実績・見込＞シルバーカー給付数

24年度	30件	25年度	39件	26年度	42件
27年度	43件	28年度	44件	29年度	45件

杖の支給

在宅で生活する高齢者の外出を支援するため、保健師等による訪問調査において、歩行が困難と認められた方に杖を支給します。（「平衡機能」「下肢」「体幹機能」による身体障害者等を除く。）

＜実績・見込＞支給本数

24年度	215本	25年度	221本	26年度	236本
27年度	243本	28年度	249本	29年度	254本

補聴器購入費用助成事業

耳が遠く会話が困難な高齢者が閉じこもりにならないよう、補聴器の利用を通じて外出及び地域交流を支援するため、聴覚障害者以外の方で医師により補聴器の使用が必要であると認められた高齢者に、補聴器を購入する際の費用を助成します。（所得税非課税世帯対象。2万円上限）

＜実績・見込＞件数

24年度	62件	25年度	48件	26年度	55件
27年度	57件	28年度	59件	29年度	60件

高齢者福祉タクシー

要支援 2・要介護 1～5 の在宅の要介護者にタクシー券を交付し、通院等でタクシーを利用した場合、1,200 円を上限にタクシー料金の半額を助成します。（要支援 2 及び要介護 1・2…年間 12 枚、要介護 3～5…枚数制限なし）

＜実績・見込＞延交付者数

24 年度	5,153 人	25 年度	5,754 人	26 年度	6,169 人
27 年度	6,502 人	28 年度	6,912 人	29 年度	7,399 人

＜実績・見込＞延利用枚数

24 年度	36,214 枚	25 年度	42,316 枚	26 年度	45,286 枚
27 年度	47,731 枚	28 年度	50,741 枚	29 年度	53,875 枚

訪問理美容サービス

理美容院へ出向くことが困難な要介護 4・5 の要介護者の自宅へ理美容師を派遣し、カット等を行います。（派遣費用は市が負担しますが、理美容料金は自己負担となります。）

＜実績・見込＞実利用者数

24 年度	13 人	25 年度	15 人	26 年度	16 人
27 年度	17 人	28 年度	18 人	29 年度	19 人

＜実績・見込＞延訪問回数

24 年度	28 回	25 年度	33 回	26 年度	35 回
27 年度	37 回	28 年度	40 回	29 年度	42 回

緊急一時支援事業

普段元気なひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯に対し、地域で安心して生活できるよう、病気やけが等で急に体調が悪くなり日常生活に支障が生じた場合に、一時的な支援サービスを行う緊急一時支援員を派遣します。

原則として申し込みのあったその日のうちに訪問し、病院・薬局への付き添い、買い物や料理、親族への連絡等、緊急時の一時的な生活支援を行います。

＜実績・見込＞延派遣回数

24 年度	29 回	25 年度	40 回	26 年度	43 回
27 年度	46 回	28 年度	48 回	29 年度	50 回

高齢者買い物支援事業

ひとり暮らし高齢者の増加に加え、商店が近くにない等の理由で買い物が困難となる高齢者の増加が予想されます。

このようなことから、市内で宅配を行っている商店などの情報をマップやホームページに掲載し周知していくことで、買い物が困難な高齢者を支援していきます。

船橋市「ふれあい収集実証事業」

自らごみ収集ステーションにごみを出すことが困難な高齢者等で、他の方法でも出せない方を対象に、本市清掃センターの職員が戸別にごみを収集する「ふれあい収集実証事業」を平成 28 年度まで一部地域で実施しております。その結果から、進め方や効果等の検証を行っていきます。

第2節 高齢者虐待防止と安全な生活を守る施策の推進

高齢者が尊厳を持って暮らしていくためには、近年増加傾向にある高齢者への虐待を防止することが重要であることから、その早期発見及び早期対応の体制を構築するとともに、高齢者の権利擁護のための成年後見制度の普及や利用支援を行っていきます。

高齢者虐待防止の体制（地域支援事業、任意事業）

高齢者虐待の予防や、早期発見及び早期対応のため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員、近隣の住民等関係機関と連携して、高齢者がいる家族を孤立させないように地域で見守っていきます。

また、高齢者虐待の予防、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保し、実際の対応策を協議することを目的に、専門職を中心として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会」及びその下部組織として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」を設置して対応しています。

<実績・見込>運営委員会開催回数

24年度	2回	25年度	2回	26年度	2回
27年度	2回	28年度	2回	29年度	2回

<実績・見込>担当者会議開催回数

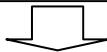
24年度	12回	25年度	12回	26年度	12回
27年度	12回	28年度	12回	29年度	12回

高齢者虐待防止の体制

市 全 域

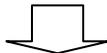
【船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会】

- 市全体の高齢者虐待防止等ネットワークの運営・進行管理の検証と高齢者虐待防止策の検討（システム・ネットワークの構築、広報・啓発検討を含む）
- 委員構成
学識経験者、医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、警察署、社会福祉士、社会福祉協議会、民生委員、自治会連合会関係者、介護老人福祉施設関係者、介護老人保健施設関係者、在宅サービス事業者関係者、介護支援専門員、ボランティア、接骨師、鍼灸マッサージ師



【船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当国会議】

- 個々の虐待事例の対応策と継続支援の協議
- 参加者構成
医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、警察署、人権擁護委員、社会福祉士、民生委員、介護老人福祉施設関係者、介護老人保健施設関係者、在宅サービス事業者関係者、介護支援専門員、公益社団法人認知症の人と家族の会世話人



日常生活圏域（5 圏域）

【地域包括支援センター】

- 虐待を受けている高齢者本人や虐待をしている養護者、その他虐待を発見した関係者等からの通報、相談、届出等の窓口となるとともにこれらの相談等に対する助言や指導を行います。さらに、支援策の検討や実際に問題の解決のために対応する等高齢者虐待防止の中核を担います。職員として、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等が配置されています。

地区コミュニティ（24 地区）

【地域ケア会議】

- 日常的に何らかの支援を必要とする高齢者等に介護予防及び生活支援に関するサービスの総合的な調整や、地域ケアのネットワークづくりを行います。
- 参加者構成
在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地区担当の保健師、地区社会福祉協議会、在宅介護支援センター相談協力員（民生委員等）、その他

【高齢者虐待の類型】

区 分	内 容
身体的虐待	暴力的行為等で、身体にアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
心理的虐待	脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

相談窓口の周知（地域支援事業、任意事業） 【再掲】

高齢者本人、家族、介護者、高齢者福祉にかかわる地域の関係者等が気軽に相談でき、情報が寄せられやすくするため、リーフレット等を用いて高齢者虐待の早期発見及び早期対応につなげていくとともに、気軽に相談できる窓口として地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの周知を図っていきます。

高齢者虐待防止の周知と啓発（地域支援事業、任意事業）

高齢者虐待は、高齢者自身が世間体を気にして「自分さえ我慢していれば・・・」と虐待者をかばい、相談しない場合があります。また、虐待者に虐待の意識がなかったり、周囲が気がつかなかったりと、虐待に対する理解や意識が低いために対応が遅れてしまう場合があります。

本市では、高齢者が気軽に相談・連絡することができる地域包括支援センターの相談機能を充実させ、民生委員や近隣の住民、友人等が連携して高齢者がいる家庭を孤立させないよう地域で見守ることができるよう、関係機関との連携及び整備を図っていきます。また、リーフレット等を活用しながら地域住民へ周知及び啓発活動を行っていきます。

＜実績・見込＞虐待に係る相談件数

24年度	662 件	25年度	738 件	26年度	750 件
27年度	750 件	28年度	750 件	29年度	750 件

成年後見制度利用支援事業（地域支援事業、任意事業）

認知症高齢者や、知的障害者または精神障害者のうち、身寄りのない方等について、金銭管理や日常生活での契約、福祉サービスの利用等のため成年後見制度が必要にも関わらず、申立てができないということを防止するため、市長が代わって成年後見人等の申立てを行います。

このうち、申立て費用や後見人の報酬の支払いが困難な方については、市が助成を行います。

また、親族が申し立てをした場合でも、後見人の報酬の支払いが困難な方については、市が助成を行うなど、高齢者の権利擁護のための成年後見制度の利用支援を行っていきます。

＜実績・見込＞後見人報酬助成件数

24年度	26件	25年度	32件	26年度	35件
27年度	38件	28年度	40件	29年度	42件

成年後見制度普及事業（地域支援事業、任意事業）

市民や居宅介護支援事業所、民生委員等を対象に、弁護士・司法書士・行政書士を講師として成年後見制度についての講演会を開催しています。

また、さらなる成年後見制度の普及、啓発のため、千葉県成年後見支援センター、（公社）リーガルサポート、日本司法支援センター法テラスによる無料の講師派遣の利用を支援しています。

＜実績・見込＞開催回数

24年度	2回	25年度	2回	26年度	2回
27年度	2回	28年度	2回	29年度	2回

＜実績・見込＞参加者数

24年度	137人	25年度	159人	26年度	300人
27年度	300人	28年度	300人	29年度	300人

市民後見人育成制度（地域支援事業、任意事業）	【再掲】
------------------------	------

認知症高齢者の増加等に伴い、今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれることから、身上監護（介護サービス利用契約の支援等）や財産管理等を行う成年後見人が不足することが予測されます。

こうしたことから老人福祉法の改正により、弁護士・司法書士等の専門職後見人のみではなく、市民後見人の育成及び後見等業務を適正に行うことのできる者（後見人等候補者）の家庭裁判所への推薦等について、市の努力義務とされました。

これまで行ってきた成年後見制度についての普及啓発活動や市長申立てと併せ、市民後見人養成研修や養成後のサポート体制等について研究し、高齢者の権利擁護に努めていきます。

振り込め詐欺や悪質商法等の被害未然防止対策

高齢者に対する詐欺等の犯罪や悪質商法による被害は、今まで以上に複雑かつ巧妙化して被害は増加しています。本市の消費生活センターでは、消費者被害の未然防止を図るため、出前講座・各種啓発事業や情報の収集・提供を行い、関係機関と連携しながら市民が安全に暮らせるよう取り組んでいます。

<実績・見込>出前講座

24年度	25回	25年度	40回	26年度	61回
27年度	65回	28年度	65回	29年度	65回

<実績・見込>老人福祉センター定期出張相談・啓発

24年度	51回	25年度	54回	26年度	56回
27年度	56回	28年度	56回	29年度	56回

第3節 地域での支え合い体制の確立

高齢者が住み慣れた地域で孤立することなく、いつまでも安心して暮らしていけるよう、地域での支え合い体制の確立を図ります。

地域福祉支援員配置事業

本市では、地域での住民同士の関係が希薄となっている現状があります。地域の住民一人ひとりの心の絆を再び結びつけ、強めていくためには、地域ぐるみの福祉活動を活性化し、「まずは住民同士が知り合い、共に楽しみ、困ったときには助け合う」という安心して暮らせる地域づくりが重要となります。その活性化の支援をするのが行政からの「地域福祉支援員」です。

公募による非常勤職員を含めた「地域福祉支援員」は、実際に地域へ出向いて、地域の方と話し合い、アドバイスや情報等を提供して支援活動を行っています。

【地域福祉支援員の主な業務】

① 「助け合い活動」の普及支援

ゴミ出しや買い物のようなちょっとした家事援助を中心とした地域住民同士で行う「助け合い活動」の市内全域での普及を目指し、「助け合い活動立ち上げマニュアル～私にもできる？たすけあいの会～」を作成しました。また地域に出向いての相談、助言、情報提供や出前講座を行います。

② ブロック別地区社協の事務局員のコーディネーターとしての養成

地区社協の事務局員が、地域での福祉課題に対して、公的制度や地域の様々な資源を活用して解決にあたる「地域コーディネーター」の役割を担えるよう市社協と連携を図りながら、研修等を実施します。

③ 避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援事業と安心登録カード事業の連携支援

安心登録カード事業は、地域住民の生命又は身体の安全確保に役立てることを目的とした事業で避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援事業と連携し、災害時の救済活動や平時の見守り活動に役立てています。

両事業の連携についての説明会にてアドバイスをを行い、登録者の増加と登録者に対する支援体制の構築を推進します。

④ 「地域福祉関連団体連絡協議会」の立ち上げ支援

現在、福祉活動をしている地区社協、町会・自治会、ボランティア団体、NPO等と、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等公的機関も含めた団体・機関が連携を図り、地域での包括的ケアが実現できるよう「(仮称)〇〇地区地域福祉関連団体連絡協議会」の立ち上げを支援します。

民生委員活動事業

民生委員は、民生委員法に基づき船橋市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、地域住民の福祉向上のため、相談・援助・調査等の自主的な活動や行政機関への協力活動を行う制度ボランティアであり、児童福祉法に基づき児童委員も兼ねています。

また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

これらの民生委員・児童委員が地域福祉活動を行っていくための活動費を支出するとともに、委員の資質向上を図るための研修会開催に係る費用等を支出することで、委員活動の充実及び活性化を図り、もって地域福祉の推進を図ります。

ミニデイサービス事業補助金交付事業

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を目的とする団体」として明確に位置付けられ、支部として24地区全てのコミュニティに地区社会福祉協議会が設置されています。

高齢者が必要としているサービスのすべてを公的サービスで対応することは難しいことから、公的サービスで担いきれない部分を地域の支え合いの中で吸収していくシステム、共助・互助社会の構築を進めていくことが必要とされています。

この事業は、ひとり暮らし及び日中ひとりになるひきこもりがちな高齢者や、介護認定を受けていないが、少し体の弱い方等で、自力で会場まで来られる方を対象とし、生きがいづくりや介護予防、孤立防止を目的として、地域のボランティアの方々や民生委員、地域包括支援センターと連携及び協力しながら、公民館や町会・自治会館等を利用し各地区社会福祉協議会で実施する事業費の一部を補助するものです。

事業の内容は、気軽に楽しく集える場を提供し、参加者及びボランティアの方々で軽体操やゲーム、工作、手芸、歌、健康講座等を行うもので、昼食や教材は用意されています。

また、地域のボランティアの方々の中には元気な高齢者もいることから、高齢者の生きがいづくりにもなっています。

<実績・見込>実施回数

24年度	596回	25年度	581回	26年度	606回
27年度	606回	28年度	606回	29年度	606回

ふれあいいきいきサロン事業補助金事業

地域の支え合いを行うためには、共助・互助社会の構築を進めていくことが必要とされています。

この事業は、比較的元気な高齢者を中心として、地域の仲間づくりを目的とし、公民館や町会・自治会館等を利用して、各地区社会福祉協議会で実施する事業であり、その事業費の一部を補助します。

事業内容を企画する段階で、参加者と地域のボランティアの方々が一緒に行っているところもあります。

事業内容は、ミニデイサービスと違い、食事は準備せず、茶話会、折り紙、あやとり、出前講座、グランドゴルフ、軽体操等となっており、安否確認にも効果があります。

<実績・見込>実施回数

24年度	584回	25年度	577回	26年度	604回
27年度	604回	28年度	664回	29年度	664回

保健と福祉の総合相談窓口事業

近年、高齢化や社会・地域の状況が大きく変化し、相談者が抱える問題も多岐に渡っています。第2次船橋市地域福祉計画では、現状の専門性のある相談機能・体制をできるだけ活かしながら市民が利用しやすい総合相談機能が必要と考え、「相談窓口のワンストップ化プロジェクト」を重点プロジェクトとしました。

そのため、高齢者や障害者、子育て等の対象を限らない総合相談窓口として、平成24年12月に、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるを開設しました。だれもがありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、対象を限定することなく、保健・福祉サービスのコーディネート、保健や福祉の総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図ることを目的としています。

また、福祉相談窓口を開設している各地区社会福祉協議会や民生児童委員、地域包括支援センター等の各関係機関との連携体制の構築を進めています。

さらに、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるは、生活困窮者に対し生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う生活困窮者自立支援制度の中で、自立相談事業等を実施し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

<実績・見込>延相談件数

24年度	965件	25年度	4,805件	26年度	6,000件
27年度	6,000件	28年度	6,000件	29年度	6,000件

ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業

自治会・町会等が主体となって、下記のひとり暮らし高齢者等の見守り活動を実施した場合に補助金を交付することにより、地域による見守り体制の構築の推進を図ります。

- ①あつたか訪問：ひとり暮らし高齢者等に対して、ゴミ出し等にあわせて定期的に訪問し、声かけ・安否確認等を行う。
- ②地域声の電話訪問：ひとり暮らし高齢者等に対して、安否確認・話し相手・孤独感の解消を目的として定期的に電話訪問を行う。
- ③ひとり暮らし高齢者地域交流会：①、②の見守り活動を行っている団体が、対象のひとり暮らし高齢者等に対して交流会を継続的に行う。

＜実績・見込＞見守り対象高齢者数

24年度	1,027人	25年度	1,315人	26年度	1,401人
27年度	1,479人	28年度	1,548人	29年度	1,612人

＜実績・見込＞補助金交付団体数

24年度	16団体	25年度	22団体	26年度	23団体
27年度	25団体	28年度	26団体	29年度	27団体

ファミリー・サポート・センター 【再掲】

日常生活において、ちょっとした手助けをして欲しい高齢者やその家族(利用会員)と、地域においてお手伝いをしたい方(協力会員)とを組織的に結び、その協力会員が食事作りや買い物、洗濯等軽度な援助を行うことにより、高齢者やその家族を支援します。

＜実績・見込＞実利用会員数

24年度	475人	25年度	483人	26年度	499人
27年度	515人	28年度	528人	29年度	538人

＜実績・見込＞実協力会員数

24年度	214人	25年度	197人	26年度	181人
27年度	182人	28年度	182人	29年度	182人

＜実績・見込＞利用件数

24年度	3,330件	25年度	3,666件	26年度	3,792件
27年度	3,914件	28年度	4,013件	29年度	4,089件

ワンコインサービス事業

今後、ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、生活援助を必要とする高齢者の更なる増加が予想されます。

このようなことから、公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団において、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、シルバー人材を活用した家庭での軽易な生活援助（清掃、電球の交換、買い物等）を行います。

生活支援コーディネーターの配置

本市では、これまでも「地域包括ケアシステム」の構築を目指してきましたが、より推進していくために、単に必要な公的サービスの提供体制を整備することのみならず、地域の助け合い活動団体などが行っている、ゴミ捨てや草むしり、見守りなど、制度では提供できないインフォーマルなサービスも必要となります。

生活支援（助け合い活動の充実）の部分からボランティアが中心となる市民活動団体や助け合い活動団体を支援するなど、地域住民同士がお互いに助け合い、支え合っていく仕組みづくりを行っていきます。

具体的には、地域における助け合い活動やボランティア活動などの経験、地区社会福祉協議会などでの活動経験などがある者を「生活支援コーディネーター」として、地域の団体から構成される協議体（※）が選定します。

※協議体

地域にある団体で構成される協議会として位置付け、現在、地域で起こっている福祉に関する問題、課題を解決する場、情報交換の場とします。また、高齢者等の生活支援を行う地域の団体と情報共有します。

そして、「生活支援コーディネーター」は、地域のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などから生活支援などの相談を受けてそれを把握し、地域の福祉サービスや助け合い活動などで支援ができないかどうかを検討します。もし、必要があれば、助け合い活動団体（ボランティア団体、民間事業者など）の立ち上げについても支援します。